

第2回議会基本条例特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成29年5月23日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成29年5月23日（火）午後1時13分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3番 佐藤 武君 4番 佐々木雄司君 8番 治徳 義明君
9番 原田 素代君 16番 下山 哲司君 17番 実盛 祥五君
18番 金谷 文則君
- 5 欠席委員
5番 光成 良充君
- 6 事務局職員出席者
主 幹 黒田 未来君 主 査 日下 治樹君
主 任 細川 伸也君
- 7 協議事項 1) 政務活動費について
2) 議会報告会について
3) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、皆さん御苦労さまです。おはようございます。

第2回議会基本条例特別委員会を開会いたします。

開会に先立ち、議長の御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（金谷文則君） 皆さん、御苦労さまでございます。

今回の基本条例の委員会の中で、議長としまして、ちょっと皆さんのほうへ、こういうことをお願いしたいということをここで言わせていただければと思います。

一番には、基本条例の中、議員として何をしなきゃいけないかということの中から、政務活動費について、今世の中ではさんざんいろんなことが報道されておまして、議員もちゃんと襟を正してやらにゃいかんということでございます。特に、うちの議会の中でいろいろ決めてある決め事があるんですが、それが妥当なのか、もう少し考えなきゃいけないのかというふうなことが多々あるようでございますので、この委員会の中でちょっとまた皆さんで御議論をいただいて、いいものはそのまま何の問題もないと思いますけど、もし変更しなきゃいけないとか、考えなきゃいけないということがありましたら、またここで練っていただいたやつを全協のほうへ出していただければと思います。

それからもう一つ、議員としてやっぱり資質を問われるようなことのないように、しっかり議員の職務を果たせるようなことも議会の基本条例の中のひとつのことだろうと思いますので、それについてもちょっとお話をしていただければと思いますし、それからこの本来の議会基本条例の中にある報告会の件につきましても、何回かやる中で、市民の声、それから我々の議員としての声、いろいろあろうかと思っておりますので、その辺につきましても十分御議論いただきたいというふうに思います。

本日、申しわけないんですが、全国の市議会議長会がありまして、ここで中座させていただきたいと思っておりますので、御容赦いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○委員長（下山哲司君） はい、ありがとうございました。

では、出発される。

○議長（金谷文則君） はい、済いませんですけど。

○委員長（下山哲司君） どうぞ。

それでは、協議事項に入る前に、一つお願いをしときます。

私もこの基本条例特別委員会は初めての出席なんで、委員長をやれとこういうことで、誰も一番最初は初めてなんですけど、今までの流れの中から、赤磐市の発足以来できてやってきたことのよくない改正点を改正するというのが今回の趣旨であろうというふうに認識をしておりますので、そういう考え方で御協力をお願いしたいと思います。

この1枚物の紙の中に、1、2、3と政務活動費について、議会報告会について、その他に

ついてでちょっとメモをお配りしておりますので、それに沿って進めさせていただきたいと思
いますので、よろしく願いいたします。

○委員（原田素代君） これとは別にあるんですか。

○委員長（下山哲司君） これを見てください。これの話、これ。

○副委員長（治徳義明君） これこれ。

○委員（原田素代君） 次第しかない。

○委員長（下山哲司君） ない。

○委員（原田素代君） 次第だけ、もらってるのは。

○委員長（下山哲司君） 委員長、副委員長だけ。

○委員（原田素代君） うん。

○副委員長（治徳義明君） 委員長が言われたのは、この3つの順番にやりますという話で。

○委員（実盛祥五君） よろしい。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（実盛祥五君） よろしいよ。

○委員長（下山哲司君） あげたほうがええと思う。

○委員（実盛祥五君） ええ、ええ。

○委員長（下山哲司君） いいですか。

それでは、私が後から読みますので、そういうことでお願いいたします。

まず1番目に、政務活動費についてということでございます。

議長のほうから事前の打ち合わせをやらせていただいたんですが、政務活動費について今ま
で問題があったことについて、今後どういう考え方でやっていくかということの意見を収集し
てほしいということでお聞きしておりますので、まず内容的にいけますと、事務所費、固定電
話、携帯電話、それから備品の関係、それから名刺とチラシが今までちょっといろいろござい
ましたので、そういう関係、それから領収書の内容に単価とか数量がなくて金額だけと、こう
いうのが私にもあったと思いますが、そういう中の数量とか明記をするというふうにちょっと
検討していただけたらと。

それから、今まで一番市民の方に言われとんのが交通費、交通費をどこへ行った、どこへ
行ったというのをびっしり書いてあるじゃねえかという、ほんまにそんなことをやりよんか
ということを私もお聞きしております。そういう中で、交通費についての考え方をまた御相談し
たいと思いますので、まず順番にやらせていただきます。

ここにメモをしておりますので、事務所費についての考え方を御意見を伺いたいと思いま
すが、現状と。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 政務活動費の目的を確認したほうが、個別に入る前にちょっとスタートラインがそろっていないかと思うんですが、この総則ですか、赤磐市の手引きのこの総則の文言をちょっと皆さんで確認をして、この文言、要するに政務活動費とは何なのかっていうのが大づかみにしてから、それぞれの事務所費とか何かしていかないと、個人の考え方で僕は事務所費はこう思うじゃあ、ちょっと議論がそろわないと思うんです。

○委員長（下山哲司君） はい。ちょっと舌足らずで申しわけありません。

きょうは、皆さんの御意見をお聞きして、最終的な決定はいたしませんので、お聞きして議長とまた副委員長とで御相談をさせていただいて、どういうふうに締めくくるかというのはまた後日ということで、きょうは皆さんがどういう考え方があるかというのをお聞きさせていただく委員会としたいと思いますので、そういうふうに御理解をいただきたいと。きょう、内容が議運とかぶりますので、基本条例は。じゃから、議運でそりゃちょっと行き過ぎじゃねえか言われても困りますので、私も議運の委員長を今させていただいとんで、そういう考え方もあるんですが、一応議運も基本条例のもとでというような考え方でやらにゃあいけんのじゃというふうに私は理解しておりますので、きょうは皆さんの御意見を聞いて、ほんなら最終的にこれがこうじゃということはきょうはできないと思いますので、そういう考え方で御協力をお願いしたいと。

○委員（佐藤 武君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） さっき原田委員が言われたように、私も初めての委員会ということで、政務活動費も赤磐市議会の運用指針というのがちょっと読めばいいんですけど、なかなか他の自治体とは若干異なる部分もあるというふうに認識をしますし、それから使途基準の運用指針というのがありますけれども、今委員長言われたように、具体的に交通費であるとか、いろんなものを今言われたんですけども、運用指針を最初にばつと説明をしていただいた後に個別具体の協議に入っていただければわかりやすいかなと思うんで、できればお願いできたらと思います。

○委員長（下山哲司君） 失礼いたしました。

佐藤委員においては初めてということなんですが、当選された後に説明はしてあるでしょ。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 詳しくは……。

○委員長（下山哲司君） 詳しくはしてない。

○議会事務局主幹（黒田未来君） はい。

○委員長（下山哲司君） でも、当選されたらすぐ活動せられるんで、内容的にはお聞きしていただいとるもんじゃ思う考え方で発言をさせていただいたんで。

○委員（佐藤 武君） ああ、そうですか、はい。

○委員長（下山哲司君） どうしましょう。これは、文章にもう取りまとめてしもうて、これ

以上のものは何も今ないんです。ないんで、現実の御意見をきょうは収集させていただいて、それから次の委員会ではこういうふうに進めていきたいというふうな方向でやらせていただきたいと思うんですけど、どんなでしょう。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、どうぞ、原田委員。

○委員（原田素代君） 重ねて、この手引きのところですね、事務局が出してる。ここで、3、4ページぐらいは一応結構細かく用途について、こうすべきで、こうしてはいけないというのがあるんで、スタートライン、この3、4ページをちょっと目を通していただいてからでないと、私たち自身、毎回これを読み直してからやってるわけじゃないので、ここが具体的な取扱基準になってるので、どうでしょう、ここをちょっと読んでいただいてからにしませんか。

○委員長（下山哲司君） はい。それでは、ちょっと休憩しますので、お読みいただけますか。

午前10時11分 休憩

午前10時14分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、始めてよろしいですか。

○委員（実盛祥五君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい。お読みいただいたと思いますので、まず先ほど申し上げましたように、事務費、固定電話、備品、名刺、チラシ等、領収書等、交通費等について、御意見を伺いたいと思いますので、まず……。

○副議長（佐々木雄司君） 何々。

○委員長（下山哲司君） 事務所費、固定電話、携帯電話、それから備品……。

○委員（原田素代君） それはいただいたほうが見えますよね議論が。

○委員長（下山哲司君） 多分メモが、ちょっとメモしていただければ、それから名刺、チラシ、領収書の内容、要するに金額だけじゃなしに数量とか単価がわかる領収書ということで、それから交通費の関係、この内容について議長がしっかり皆さんの御意見を聞いていってくれということなんで、そういうことでよろしくお願いします。忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。

まず、それじゃあ順番にやらせていただきます。

事務所費についての考え方を、事務所を家でしとられる方、事務所を持つとられて兼用でされると、ほかのことと兼用でされとる方というのがあるので、その辺の考え方をどういうふうに、要するに経費案分ですね、事務所費を何ぼ、幾ら載せるか、幾ら載せるについては基本的にはこの事務所が10万円じゃから、半分で5万円載せる、例え話ですけど、そういう考え方でいくのか、それとももう市議会レベルで事務所は要らないんじゃないかという考え方もあっ

たりするんですが、ちょっと今までのあれを皆さんのしとるのを私見せてもろうてないんで、私は事務所費が一切使ったことがないんで。

○委員（原田素代君） 私ありません。

○委員長（下山哲司君） 使われとる方がおられるんですけど、内容的にちょっと説明できません。

○副議長（佐々木雄司君） 何が問題になるん。

○委員（原田素代君） いや、だからここに書いてありますよ、委員長、4番に事務所は。

○副委員長（治徳義明君） 最終的には案分の話じゃろうと思いますけど。

○委員長（下山哲司君） そうそうそう。

○委員（原田素代君） いや、自宅の場合はアウトですよ。

○委員（実盛祥五君） 自宅はおえんと思うで。自宅は半分じゃろうが。

○委員（原田素代君） 自宅はアウトですよ。

○委員長（下山哲司君） 自宅はだめ、事務所だけで……。

○委員（実盛祥五君） 事務所、プレハブ建つとりゃあ事務所費で落とさせえと。

○副委員長（治徳義明君） じゃから、それおかしい意見も……。

○委員長（下山哲司君） そうそう。

○副委員長（治徳義明君） 何で事務所を別個にしとって、自分は自宅の一室をきちっと事務所として使つとんの、何でこれが一切あかんのかな、そういう御意見も構わないんだらうと、意見としては構わん。

○委員長（下山哲司君） 意見としてはそれでもいただければいいと思います。

○委員（原田素代君） 濟いません。いや、もうそれは意見の問題じゃなくて、この基準に従って私たちがやるだけの話ですから、あくまで自宅の事務所はアウトだし、どっか別に事務所を借りてらっしゃる方については、事務所費というのを100%にするのか、50にするのか、議員事務所として以外の機能も使う可能性があるのではないかなと言われれば、それは案分になるだらうし、だから意見というよりも、この基準がこれでよろしいですねっていうことだと思うんですけども。

○委員長（下山哲司君） 私が皆さんから聞いとる、受け取とる話を私はしてないんですけど、話を聞いたところによると、議員の活動イコール選挙運動の活動にもなりよんじゃないかなと言われる市民の方もおられるわけ。じゃから、その辺がやっぱしひっかかってくる問題だと思うんで。

○副委員長（治徳義明君） 結局、基準がないんだらうと、50%案分、ごめんなさい、濟いません。意見いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） 恐らく、案分に対して専門家もはっきりした基準がないんだらう

と、例えば赤磐市で50%と決めとったって、オンブズマンがこれはおかしいというて言えば、判例なんかも含めて変わってきてるので、赤磐市も今50%なんかが多いんでしょうけども、その辺をそのままええんかみたいな話になるんだろうと思うんですけど、前、一度政務活動費の市川の事務局長さんの講演会を聞きに行きましたけども、やっぱりきょうの案分があしたになったら変わるとというんで、専門家も。じゃから、その辺がきちっと安全性を確保してやっていくほうがいいんじゃないかという。

○委員長（下山哲司君） こういう御意見もあるんですが、一つ、事務局の方に聞かれる議員さんがおられるんですけど、事務局の方がほんなら議員さんにこうしてくださいよというのはできん。こういう例ですよというの言えるけど、職員さんが議員さんにこうしてくださいというの言えんので、議員が自分みずからこういうふうにしよと思うんじゃないかということやらんと、何かその辺がちょっとずれとんじゃねえんかという方がおられるんで。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ここに監査委員の藤原さんと行本さんの……。

○委員長（下山哲司君） はい、意見書。

○委員（原田素代君） ③のところにありますけども、基本的にはやっぱり事務局がそのさび分けは事務局です、最終的な確認は議長が決裁するっていうのも流れですよ。ですから、言えないではなくて、この基準をもってこの場合はこうしてくださいと事務局が言わないと、事務局自身の職務上の不作為になるんじゃないですか。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私も原田さんに同意見で、この話がちらっと耳に入ったときに、少し事務局のほうとも意見交換をさせていただいたんですが、先ほど同僚委員のほうからも少し出ておりましたけども、きょう決めている案分がオンブズマンとかいろいろな民意という形で、あしたには違った基準になってるというようなところで、だから今もうどこに基準を引けばいいのかというところがわからない中で、議員それぞれに判断基準を自分たちで引きなさいというのは、結局引けないですよ。だから、明確な基準というものをどこかに定めて、その明確な基準を厳格に厳密に定めたものを議員一人一人が守ると。そして、その厳格、厳密に書かれているものは曖昧なのではなく、具体的にこうですよと、事務所費については認める、認めない、認める場合はこうですよと、こういうぐあいを使うときにはこうですよという形のもの具体的に指し示して、すき間のない形で、もうこういう規則を敷くと、我々はその規則に従ってやるほうが僕はいいんだと思いますね。そうすれば、今ここに出ております事務所も電話も備品も名刺もチラシも領収書も交通費の問題も全て解決する。もう議論必要ない。全部解決です。僕はそう思いますけどね。そこのところで、何個か意見があるようですけども、それを

我々が議会が自己規制という形で自分たちの基準を引くのか、それとも第三者に議会とはこうあるべきだということで引いていただくのか、ここは我々が選択していかなくちゃいけないと、私こんな考えを持っています。

○委員長（下山哲司君） はい。ありがとうございます。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 基本的には、やっぱり最終的な判断というのは判例以外にはないと思うんです。私も岡山市でかかわって来ましたけれども、一定の使途基準というものを示して、それで議員さんのほうにお示しをする中で、議員全員がその使途基準に沿った使い方をすればいいんですが、なかなかそれに従ってくれない議員がいるということがありますので。

○委員長（下山哲司君） 現実です。

○委員（佐藤 武君） だから、まさしく議員の資質といいますか、マナーというか、ルールにのっとれるかどうかだと思うんです。事務局のほうに全権を委ねるとするのは非常に難しいことで、事務局も言いたいのは言いたいんですけども、なかなか議員がこれいいじゃねえか、構わんじゃねえかと言われたら、もう議員の判断にお任せするしかないという状況なので、とはいえ、やっぱり議会事務局が一定の判例に基づいた各自治体、全国の自治体で判例も出ておりますので、岡山市も含めて裁判にもなっておりますので、そういうあたりの情報を収集していただいて、事務所費であるとか、交通費であるとか、もろもろの具体的項目について、赤磐市としてどういうものを示していくかというのが必要になってくると思うんです。ですから、今の赤磐市がどういう使途基準で使われているかということが私わからないもので、だからそれぞれ委員さんどうされてますかということ議論するよりも、やっぱり一定のルールといいますか、使途基準があるわけですから、それで皆さんの御意見をいただいて一定の基準を定めていく必要があると思います。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） 最終的に、案分の話なんでしょう。

○委員長（下山哲司君） そうです。

○副委員長（治徳義明君） 案分をどうするかみたいな話なんでしょうけども。

○委員長（下山哲司君） そういうことです。

○副委員長（治徳義明君） 私は、公明党という党に所属させていただきまして、ここの取扱基準でも政党費のその他政党活動に関するは排除してくださいみたいな話、また無所属の議員さんの中では、政党活動なんか全くしてませんみたいな人も現実的にはいらっしゃって、それぞれ議員によって多少、議員さんが私は半分はいただかなきゃいけないというのも何かわかるような気もするんですけども、ただ先ほど申しましたように、非常に学者でも判例でも変わってくるような、さっき判例が一番じゃ言われましたけど、判例もちょっとしたら変わってしま

うような状況の中で、少し厳し目にしとったほうがいいんじゃないかなと、案分に関してはしとったほうがいいんじゃないかなとは思っています。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 済いません、たびたび。

まず、この監査委員の文章の中の中段に、当該議員の不適切な申請をしていたものを全額認めていた執行部の調査不足も否定できない、まずやっぱりここで言う執行部っていうのは、いわゆる市長部局のことを言うのか、事務局が窓口ですよ。事務局の問題も指摘されてることと、あと今ここ読み返しましたが、手引書の3ページ、一番上のリードの最後の行ですね。政務活動費の使用に当たって疑義が生じた場合には、その都度議会全員協議会に諮って決定するまでは使用できないこととしますと、もうちゃんとくくってるわけじゃないですか。私、この文章を覚えてなかったのが今改めて確認しましたが、だからその都度全協で議論をして決定してもらいましょうよと、それで解決するわけですよ。だから、案分だけではないと思うんです。私は、ちらっと前聞いたのは、この手引書の5の交通費ですね。ただ、何月何日何キロ幾らというような申請も中にはあるというふうにも聞いてますので、ここにはちゃんと経路、交通手段を明らかにしなければなりませんっていうふうにちゃんとうたってるわけだから、明らかにしてないものは明らかにしてくれと言えればいいわけで、だから私はもうこの手引書がある意味骨格をきちんと備えているので、余り何でそんなに逐一皆さんの御意見を求めるのがよくわからないんですが。

○委員長（下山哲司君） 先ほどお願いしたのが、箇条で読ませていただいたんですが、もう1つずつ片づけていかせていただきたいと思うんですよ。今、事務所費から交通費に飛んどんですが、そうじゃなしに、もう大体皆さんやってこられた中の範囲で、一番大事なのは何かというたら、常識の範囲ですよ。基本的には常識の範囲が基本なんですよ。それで、常識でこれはちょっとおかしいじゃねえか言われるということは常識でない。特別言われる人もおられますが、普通に言われるのは常識の範囲を超えてなかったら指摘される、こうじゃないんじゃないですか。じゃから、一番悪いのは今まで問題があった方が議会事務局に聞いたらええ言うたと、こう言われる方がおられたんで、それはだめですよと、これは徹底していただかんと、もう人のせいになしに、議員としても最低ですから、もう自己の責任で私がこういうふうに解釈してしたというふうに理解していただかんと、事務局に聞いたらええ言うたんじゃと、こういう言われた方がおるんですけど、そういうことは絶対ないようにしてもらおうように今後やっていきたいと思っておりますので。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私も原田委員の先ほどおっしゃられた骨格がしっかりしてるじゃないかというところに同意なんですけども、ちょっと委員長、事務局にお尋ねいただきたいんですが、この今配付を受けております手引き、この中の政務活動費に関する取扱基準という

のは補完するものだというふうには書かれているんですが、この取扱基準というものの効力、威力というのはどの程度強いもんなんですか。これに従って、各議員の判断に委ねるのか、これを基準としてしっかり守らなければならないというものなのか、どういうものなのか。

○委員長（下山哲司君） あのこと……。

○副議長（佐々木雄司君） いや、多分わかっていると思うんで、聞いてください、それどうなんだって聞いてください。

○委員長（下山哲司君） はい。基本的な考え方は議員みずからがつくって、みずからが運営する手伝いをしていただいとるわけですから、事務局には。

○副議長（佐々木雄司君） いやいや……。

○委員長（下山哲司君） 事務的な。

○副議長（佐々木雄司君） 多分、事務局わかっていますから聞いてみてください。

○委員長（下山哲司君） 参考ということでよろしい。

○副議長（佐々木雄司君） はいはい、よろしい。

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、参考ということでどなたかお願いできますか。

○副議長（佐々木雄司君） もういい、いい、僕答え言っちゃう。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 要するに、これは補完するものになっているので、そういう域なんです。だから、これを補完するものじゃなく、これを全部にしていればいい、ここに書かれているものを。

○委員（原田素代君） 補完というのは漢字で補うのほう。

○副議長（佐々木雄司君） 補う、そうそうそう、補う。

○委員（原田素代君） ちょっと悩ましくなったから、文脈上。

○副議長（佐々木雄司君） 補うものということになっているんで、そうではなくて、これを完全なものにすると、これを基準として守ろうというものを条例なり、運用規則のほうにこの分の書類を地位を上げるわけですよ。がっとう上げてしまって、ここの中にいろいろ書かれてるわけですから、これに従って議員さんやってくださいということで。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員が言われるのがごもっともなんです。

○副議長（佐々木雄司君） そうでしょ。

○委員長（下山哲司君） そういう考え方でつくっとんです。

○副議長（佐々木雄司君） はいはい。

○委員長（下山哲司君） ですが、解釈の仕方が違われる議員さんがおられて、自分の都合のええほうへ解釈せられるんで、事務局が一番困るんです。じゃから、事務局に迷惑かけるようなシステムじゃないんで、これは。

○委員（原田素代君） だから、ここに全員協議会に諮って決定するまで使用できないってう

たってるわけじゃないですか。

○委員長（下山哲司君）　そうです。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君）　ですから、話というのは明確で、もう既にここに整ってるんですよ。整ってて、このところにこれを例えば地位を上げます、これに従ってやりましょうと、この細かい案分は50%にしてくださいとか書かれてるわけですよ。これに従って処理をします、それ以外の逸脱をしているものに関しては、ごめんなさいね、どこでしたっけ、条例のほうですけども、条例の第8条じゃないか、第8条じゃなくてどこだっけなあ、規則だっけなあ、ごめんなさい。返還を求めることができる書かれてるところがあるんですよ。どこかな。

○委員（原田素代君）　返還はここで。

○副議長（佐々木雄司君）　8条ですか。

○委員（原田素代君）　いや、だって書いてありますよ。

○副議長（佐々木雄司君）　ああ、8条か。

○委員（原田素代君）　手引きのほうの8条は、えっと。

○副議長（佐々木雄司君）　まあ(2)の不正の事実が認められるときというようなちょっと厳しい言い方してるけども、不正かどうかというところはちょっと横に置かせていただいて、このものに関して、これを最高位に上げて基準として引きます。それに対して、振り返って見たときに、これは合わないなあというものに関しては返還を求めることができるようになってるし、今回監査のほうから出てきている書類によっては、監査のほうから出てきている意見に載ってるのは、予算の執行者は市長でありと、条例第8条において市長への返還、もうまさに今僕が言ってることですよ。定めてることから、市長に政務活動費の調査権限があるんですよと、義務があるんですよということを監査委員が指摘してくださってるわけですよ。だから、このところで曖昧な基準というか、補完するもので、あともう全部議員さんに案分は何%にしますかというようなことを委ねるとか、事務所費の取り扱いはどうですよというようなことがここには書かれてるけども、明確に基準として存在してないから問題になるわけですよ。そういう解釈じゃないかなあと思うんですけどね。だから、そこら辺のところを直せばいいんじゃないんですか、ただ単に。

○委員長（下山哲司君）　今の先ほどの問題について、事務所費から交通費まで、もう考え方ということにすれば常識が基本ですから、僕はそう思うとんですよ。その範囲で皆さんが、今まであった例で言わせていただくと、議長が困っとなですよと言われるから議運の委員長としてその方にこうこうですよと、それは間違ってると思いますがということで何件か話しさせていただいたことが今まであるんです、現実には。その人の判断によれば、一番悪いのが事務局がええ言うたんじゃと、これが一番悪い。それから、わしの判断じゃと言われる方、それから議運

の委員長が言われるんでしたら、私はそのようにしますという方、じゃからいろいろの対応のされ方があるんで、一番きょうお願いしたいのは、議長がそうやって困るような現実があったんじゃない、議員として常識の範囲でやってないということですから、じゃから解釈の仕方云々の問題が一番大事なんじゃないかと思うんですよ。法的にわしゃけえでええんじゃない言われたら、もうどうしようもないんです、議員がそう言われたら。じゃから、そういうことがないように皆さんと全協で話し合いをしっかりと、お互いが注意をし合うぐらいの話にさせていただくと、事務局の責任じゃ、議長の責任じゃという話にはならないと思う。

○副議長（佐々木雄司君） 先にいいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 繰り返しになるんですが、使途基準というのが施行規則というのがこれがもう神なんですよ、これが神なんです。これは神じゃないんです、手引きは。

○委員長（下山哲司君） そうです。

○副議長（佐々木雄司君） 神じゃないんです。解釈書なんです、解説書。神はこっち、神の裏のところには6条関係ということで、使途基準というものが明確にここされてるんですよ。だから、事務局が困るのか、議長が困るのか、議運の委員長が困るのか、何を困るのかわからないんですが、ここのところに明確に書かれてないから、何も書かれてないんで、あと常識の範囲であなたの自己基準というものを設けて、そのお金の使い方やりなさいという入り口になるから困る話なんですよ。だから、ここのところに明確に調査研究費、こういうケースにはこうですよ、こういうものに関してはこうですよというものをちゃんと付随させたような形にしとくと、何ら困ることはない。これを守れという話ですから。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） ちょっと勘違いをしてたんですけど、取扱基準を赤磐市議会のほうで決めて、それはもう全議員さん全体で守っとられる話なんじゃないかと。ただ、今神じゃ言われたけど、この神じゃないんですよ。別にオンブズマンとか、取り扱いそのものがおかしいじゃねえかというような意見もあったりするんで……。

○副議長（佐々木雄司君） そうそう。

○副委員長（治徳義明君） この議論じゃろうと思ようたんですけど。

○副議長（佐々木雄司君） いや、それもある。

○副委員長（治徳義明君） 話をお聞きしとったら……。

○委員長（下山哲司君） 例え話で言えば、先日、ちょっと前の話なんですけど、新しくなられた議員さんが事務局長にちょっと相談しようられた。その説明を横で聞かせていただいたんですが、僕が認識しとった今までの基準でいけば、ああこれはだめなんじゃないかというような説明を局長がせられた。じゃから、これからはそういうのでやっていかなきゃだめなんじゃ

なあという認識で今ここへおるんですけど。

○委員（原田素代君） これからは逸脱してないでしょ。

○委員長（下山哲司君） 逸脱していません。ただ、案分の率が2分の1か3分の1かという話に行き着くんですが、この事務所費で例えて言えば、家はだめですよ、兼用の事務所はどうしますか、それからもうこれは完全に市議会議員としての事務所ですよ、この3つなんですよ。

○委員（原田素代君） そうですね。

○委員長（下山哲司君） 一番最初はだめ、2番目はほんなら上限が幾らまでいいんか、それも常識の範囲しかない。

○委員（原田素代君） 賃料を伴う、発生しない限りは事務所費って言わない。

○委員長（下山哲司君） 舛添さんみたいに、ああいう話になるんです。

○委員（原田素代君） 家の敷地の中に……。

○委員長（下山哲司君） 決まりがないんです。

○委員（原田素代君） 建てちゃうっていうのは基本自宅ですよ。

○委員（佐藤 武君） そうそうそう、それはだめ。

○委員（原田素代君） 幾ら別棟でも。

○副委員長（治徳義明君） いやいや、議論が違うんですよ。要は、言われとるのは決めた基準を守ってもらうようにきちっとさすことが先ですというて言ようるわけでしょ。

○副議長（佐々木雄司君） そうそう、僕はね、僕はそういうこと……。

○副委員長（治徳義明君） 恐らく委員長や僕らが思ってたのは、基準を何ぼ決めたって、ほかのところでこれはおかしいと言われたら困るので、案分も含めて少し考え直さなきゃいけないという頭があったでしょ。

○副議長（佐々木雄司君） いや、いいんですよ。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いいんです、いいんです、その認識で副委員長おっしゃられるように、その認識でいいんです。僕が言ってるのは、そもそものところの入り口のところから、そういった問題があって、その入り口のところを通った後に広がっているのは、じゃあどういう基準を引くのかという次の話なんですよ。だから、次の話を前の本当に話し合わなきゃ、入り口のところの議論を全くせずに中身ばかりやってるんで、いやその前にもう一個手前にしなきゃいけないことがあるでしょっていうことを僕言ってるんですよ。その手前のところで、我々が自己基準を厳しく引くのか、第三者に自己基準を引いていただいて、それを議会全員として妥当なことだということ認めて、じゃあそれに従おうということでコンセンサスをとっていくのかというところのそこら辺の話というか、それは方法論ですから、また別途議論が必要なんですよということ言ってるんです。

○委員長（下山哲司君） テレビでずっとやりようられた舛添さんが国会議員のときの事務所、それから東京都知事になられたときの事務所、もう個人の家なんですけど、その1階だけを法人にしとんですよ、個人じゃなしに。これ抜け道でしょ。同じ家なんです。じゃから、そういう考え方はもうこれからはやめましょうという時代になっとんじゃないですかということと言よう。僕は提案したいんですわ。じゃから、そういう感覚できょう相談をさせていただいて、意見を言っていて取りまとめて、また議長と相談させていただいて、皆さんとまた諮らせていただくということでどんなでしようか。

○委員（実盛祥五君） よろしいよ、この手引きどおりにいったらええよ。

○委員長（下山哲司君） 手引きはもう問題ないと思う。ですから、ここに2分の1とあるのを、局長の話を聞けば3分の1が妥当だなあというふうに私が感じた部分もあるんで、その辺の御意見を言っていていただければと。

○委員（原田素代君） あの、済いません。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 前段の議論で大体方向が決まって、この取扱基準というものを条例の中にうたって、その基準をきちっと強制力のあるものにするというのがまず一つなんですけど、今事務所費のところ佐藤さんもおっしゃってましたけど、3段階あるだろうと、自宅を兼ねてる、それから自宅と敷地内の事務所、それから全く賃料を払って独立した事務所、この3段階の中に自宅の敷地内で賃料が発生しない事務所はやっぱり自宅の事務所というふうに考えてもアウトにしちゃったほうがいいと思う。だから、それをここで今皆さんで議論して、そういうふうに決めるかどうかというのはちょっと書いてないからね。それで、だからあとは賃料が伴う事務所であれば、これはもう賃料を含めて100%、何々議員が事務所費として私は構わないと思います。だから、その辺の細かい詰めができればいいんだろうと。

○委員長（下山哲司君） その辺の御意見をきょういただきたいと思う。

○委員（原田素代君） わかりました。どうですか。

○委員長（下山哲司君） ですから、もう自宅は赤磐市議会はだめということに全協でするので。

○委員（原田素代君） いや、その自宅が敷地の中……。

○副委員長（治徳義明君） 隣でしょ。

○委員（原田素代君） うん。隣に建てるのを自宅だと、要するに賃料を伴わない事務所は……。

○副委員長（治徳義明君） そんな人はいらっしやらないと思いますけど。

○委員長（下山哲司君） いらっしやる。

○副委員長（治徳義明君） 自分の家に賃貸料として払うみたいな……。

○委員（原田素代君） ていうのが水光熱費とかね。

○副委員長（治徳義明君） 恐らく大きな……。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それも基準だと思いますけど、そのほか家族とか親戚とか2親等とか3親等とか、そういったようなところも控えるべきで、例えば公に契約書が必要になるとか、そういったようなところも事務所としてどことどういう賃料を幾らで契約したんだというところも、聡明な資料として必要になると思いますね、それは。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 取扱基準ですけれども、これを強制力を持たせるという御発言もあったんですが、これはだめだと思います。不可能だと思います。

○副委員長（治徳義明君） 無理です。

○委員（佐藤 武君） というのが、やはり最終的に判断をするのは訴訟で判例が出てということになると思うんですよ。だから、逆にこれを守ってくださいよということで、じゃあこのとおり取扱基準でいったのに、ほんなら裁判まで発展して負けましたというんだったら、これ強制力を持たせたら逆効果になると思うんで、赤磐市議会としてこれを一番上位ですよということではできないと思うんです、逆に。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 濟いません、僕は逆だと思ってまして、この使途基準に照らし合わせました、日々厳しくなってます、風当たり厳しくなってます。こここのところに、例えば50%だと、ほんでこれから3分の1にしましよと、もっとだめなんで、もう通信費、携帯電話とかそういったようなものは認めることができないというような、そういう風潮になったときに、我々議員個人が守ってた。その中で、何か知らないけど特定の議員に裁判事ですから、ぼんと白羽の矢というか、ごめんなさい、不適切です。何か選ばれて、それで裁判になって負けちゃったという話になったら、守ってるのに負けちゃったよって話になる。

○委員（佐藤 武君） うん、だから法的な強制力はできませんよと、これね、取り扱い基準。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 弁護士さんに聞いてみないとわからない法的な解釈の部分だと思うんですけども、ある程度我々が議会のほうが示した、議会のほうで議決を得ているこの基準というものを我々が示されて守っていた場合、裁判所にけしからんじゃないかってやられたときに、え、何言ってますかって、議決を持っている議会のルールに従ってやってることですからっていうと、僕は訴訟は負けないんじゃないかなと思いますけどね。

○委員長（下山哲司君） 例え話で言えば、隣の瀬戸が……。

○委員（佐藤 武君） 負けます。

○委員長（下山哲司君） 前に区長制度で裁判をせられて負けて、全国的に区長制度というのがなくなったんです。じゃから、日本の法律でほんなら何が正しいんかというたって、やはり制度でさえだめな日本の法律なんですから、それを言われたら困るんで、佐藤委員が言われるのは赤磐市で出しとるもんがもう法律のように言われたらだめなんよ、これ条例なんですから。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 基準ということで、もう皆さん認識していただいて、まさしく交付に関する条例ですか、施行規則も含めて、これは本当にもう市長から各議員に対しての交付ということですので、まさしく議会事務局は議長の事務を補佐するという位置づけなんですけれども、あくまで事務局は会計チェックというか、領収書が正しい形で出されているか、これちょっとおかしいですよという指摘をするぐらいで、最終的には本当にもう議員が判断して、もう用途基準に沿って判断をするということになるんですよ。

○委員長（下山哲司君） ですから、先般新人の議員さんに局長さんが説明を求められて説明をしとるのを聞かせてもろうたんですが、なるほど局長が言うのがこれからはそれが正しいのかなあと。僕は2分の1でもいけますよ、今はと、こういうたんですけど、これからはそれが通用しなくなるんじゃないかと思えますと、こういう考え方。

○委員（原田素代君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと議論が行きつ戻りつしてるので、ちょっと1つずつ確認したいんですけど、この取扱基準については、この条例で政務活動費の条例の中にうたうということは必要だと私は思うんですよ。前に絶対ではないっていう佐藤さんの御意見は、また別の次元の話だと思っていて、だからこの手引書をきちんと条例の中に別途手引書に基づいて使用を進めるようになどということがまず必要だと思います。

もう1つ、案分が情勢的に今後変わるという話は、その都度基本条例が特別にあるわけですから、そこでやればいいことですし、それから訴訟に至る前は訴訟に対して何らかのこちらに対してありますから、その時点でもう一度案分の率が余り情勢にマッチしてなかったら、こちらから自己申告すればいいわけです。そういう意味で、さっきも言いましたように、全員協議会に諮って決定するまでは使用できないこととするってあえて保険掛けてるわけですから、やっぱりこれを全面実施さえすれば、訴訟というのは最終的なあれですから。

○委員長（下山哲司君） そこへ書いとるのは、スタートのときですから。

○委員（原田素代君） そうです。

○委員長（下山哲司君） 今はもう継続で運用されとる議員さんもおられるわけですから。

○委員（原田素代君） いやもちろん、だけど毎年毎年これに従うんですから、これを常に私

たちはきちっとこの手引書に従ってチェックしていくっていうのが前提だということを条例にちゃんとうたうことで、私たちもそんなにその都度困らない。困ったら、ここに全員協議会で諮ると、これでいいんじゃないでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 私、前おらなんだんですが、これについては基本条例の委員会。

○委員（原田素代君） 条例、え、基本条例、政務活動費でしょ。

○委員長（下山哲司君） じゃから、委員会の中でこれをつくられたわけで、それを全協の説明に、どして、基本条例……。

○副委員長（治徳義明君） え、政務活動費でしょ。

○委員長（下山哲司君） うん、政務活動費、基本条例の中に入っとるじゃろ。

○委員（原田素代君） 18年。

○委員長（下山哲司君） 入っとるじゃろ。協議していただく、そういうふうには僕は入ってなかったから説明はそうされたような記憶があるんですよ、今。

○委員（原田素代君） 濟いません、基本条例は24年にできてて、これは18年です。

○委員長（下山哲司君） ですから、法で縛れるもんじゃないんで、最低限は常識の範囲じゃから、全協で皆さんが申し合わせして、それを守りましょうというのが守れんから、こういう話を再度検討してください言ようるんで、議長さんが心配なしに守ってくださるとこの話があれば、議長もほかから意見も入ってこんし、問題ないんですけど、問題があるから、どうやってやったらいいですかというのと、それから時代が赤磐市も12年たって、前は2分の1でよかったもんが3分の1でなかったらだめじゃないかという意見のほうが多いから検討してくださいということなんで。

○副委員長（治徳義明君） さっき佐々木副議長さんが言われたとおりで、誰かが裁判されて負けました、基準内でやっとなのに何が悪かったんというのを赤磐市議会全体がむちゃしようみたいな形になるんで、今委員長言われたように、時代とともに変えていったほうがいいんだろうと思います。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） だから、そういう話にならないように、この手引書を基準を都度見直していけばいいわけで、私がさっきから言ってるのは、裁判という話になったときに、副委員長おっしゃられるように、赤磐市全体がどうしたんだという話に裁判の結果ってなると思うんですよ。だから、結局自分がそうじゃなくて、この基準を守っていて、それで裁判というようなところに発展をして、それでどうなんだって言われたら、守っているのに個人がやられちゃうんです。守っているのに個人がやられるのと、そうじゃなくて、議会のほうで敷いている基準なんで、個人はこれは罪に問うことはできないけども、議会全体、システムがおかしいよねと、考え方がおかしいよねというほうが僕は、普通対外的にという言い方はよくないと思うんですけども、何か世間一般的に見て、そうならないように議会全員で努力をしていけばいい

い話で、基準を設けていけばいい話で、議会の取り決めを守っているのに個人が訴訟の相手になってしまってリスクを抱えるというのは、僕は何かおかしいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） まず、訴訟は議員に来ることはないです。市長に来ます。市長がいわゆる議員に交付した、市長が交付したことは間違いですよということで市長に返還命令を出すということなんで。

○副委員長（治徳義明君） 事務的にはそうです。

○委員（佐藤 武君） だから、当然現年度分の政務活動費が訴訟の対象になるわけではなくて、過去の分も訴訟の対象になります。オンブズマン、それから住民監査請求があれば、その対象年度の裁判ということになりますので、だからそのときそのとき取扱基準で守っていつてるんだといっても、これははっきり言って通用しないですね。そりゃ、判例が刻々と変わりますから、そりゃ2分の1の案分が正しかったときもあるし、3分の1に変わった判例もあるので何とも言えないと思いますね。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 実は、私も岡山市民オンブズマンの一会員であるんですが、オンブズマンがやってることの悪質性を持って指摘してるわけですよ。要するに、重箱の隅をつついて、これも上げてやろう、これも上げてやろうということではあくまでない。だから、いつも裁判のあれを見てもわかるように、海外の出張のときの不透明な移動費とか宿のこととか飲食の費用とか、だから今佐々木さんが盛んにおっしゃってる、これを守っていたのに、なおかつ3割でなきゃいけないのが5割だったからっていつて、裁判というのはまずない。だから、私はあくまで裁判そのものも原告が市長になるわけですし、この手引書を常々割合について、案分については状況を見きわめながらにしても、これさえきちんと徹底して、それで私はさっき議長が困るっておっしゃったけど、ここの交付に関する条例の第10条に、やっぱり議長の仕事なんです。透明性の確保、困るなんて泣きつかれても困ってね。

○委員長（下山哲司君） いやいや……。

○委員（原田素代君） やっぱり……。

○委員長（下山哲司君） そういう考え方はやめてくださいよ。

○委員（原田素代君） いやいやいや……。

○委員長（下山哲司君） そうじゃなしに……。

○委員（原田素代君） 意味がそういうものを前提として議長が考えてくださらないと、だって今議運の委員長に頼んで話をしてもらったとか、それは議長の権限でちゃんとやってもらわないと、下山さんに振るなんていうのもおかしい話で。

○委員長（下山哲司君） ちょっと説明させて。直接、ぱっと最終的にやってしまうんじゃないしに、議運の委員長から聞いてみてくださいと、どういう考え方かというのでワンクッション置いた立場で私は議運の委員長として言うたんで、最終的に判断せにゃあいけんのは議長なんで、それを許可するかせんかは議長が許可して判を押さなんだら、市長のそこへ行かんのですから。

○委員（原田素代君） でしょ。

○委員長（下山哲司君） ですから、そういう問題があるから、押す押さんじゃないしに、議運の委員長として運営上ちょっとおかしいんじゃないんですかという立場で言うとするわけで、議長が自分の役を僕に押しつけてさせたというんじゃないんですよ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） そういうふうに理解してください。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 濟いません、僕ちょっとまた話が変わるんですが、ここは議会……。

○委員（原田素代君） 整理して詰めていかない。

○副議長（佐々木雄司君） はい。議会基本条例の特別委員会ですから、条例に関してちょっと御指摘を申し上げたいなあとと思うんですが、議会基本条例の17条をごらんになっていただきたいんですが、17条のところに政務活動費というものがあります。これ、努力義務になってるんですよ。

○副委員長（治徳義明君） そうです。

○副議長（佐々木雄司君） 適正な執行に努めなければならないとなってるんです。これ、努力義務ではなくて、収支報告書を公開するだとか、説明責任を負うものとするということで明確に責任がここのところに明示されてるわけですから、例えば先ほど来から話が出ているように、政務活動費に関する手引き、あるいは名前を変えて運用基準に基づいてとか、こういったようなものに基づいて適切な執行をするとか、こういったぐあいに書かなきゃいけない話、そもそもここのところ書かれてないんで御指摘なんですけども、こういうところからまた直していくべきではないかなあというふうに思うんですが、先ほど来から委員長、副委員長、お困りになられてますけど、じゃあ手引きに書かれてる中身が今の時代に合ってるのかというところの1、2、3、4、5、6項目、この分の話が進んでないんで……。

○委員長（下山哲司君） 今、話ししていただきよんが決まれば……。

○副議長（佐々木雄司君） 事務所費の話ですかね。

○委員長（下山哲司君） もうほぼスムーズにあとはいくんじゃないかと、考え方の問題ですから。

- 副議長（佐々木雄司君） 事務所費の話はどうするんだというところじゃないですか。
- 委員長（下山哲司君） はい。最初のお話にあったように、もう恐らく案分の問題とそれから常識の範囲でというところで落ちつくんじゃないと思うんですが。
- 副議長（佐々木雄司君） 常識の範囲というのが困るわなあ。そういう言い方というのが一番難しい。
- 委員（原田素代君） 1つ聞きたいんですけど。
- 委員長（下山哲司君） はい、原田委員。
- 委員（原田素代君） この手引書の5の交通費のところです。経路、交通手段を明らかにしなければなりませんとうたってあります。事務局として、こういう局面が出たとき、要するに議員のほうから明らかにしてないんだけど、申請書が出たときっていう経験があるのか、ないのか。そのときは、どの程度のあれをしてらっしゃるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。現実、実際は。
- 委員長（下山哲司君） 意見を言え言われるんか、それとも現実だけ。
- 委員（原田素代君） そうです。
- 委員長（下山哲司君） 現実と言えますか。
- はい、お願いします。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 交通費については、出してこられる議員さん、実費ということであれば、どこからどこまで行った、何のために行った、それに何キロ交通費がかかった、それに今この基準に基づいてやってます25円を掛けたというところで、実費の交通費についてはどこからどこまでといったところを確認してチェックはしております。
- 委員（原田素代君） ですから、ない場合はありましたかって。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） ない場合はないです。提示してもらわないと、受け付けておりません。
- 副委員長（治徳義明君） 濟いません、今の……。
- 委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。
- 副委員長（治徳義明君） 何のためにというのは、要は後援会があつて選挙活動、政党活動はだめですという、その場合はきちっと指摘するわけ。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 政務活動に使う交通費なのでなんとかの政務活動の会議……。
- 副委員長（治徳義明君） 政務活動という……。
- 委員長（下山哲司君） よろしいですか。
- 副委員長（治徳義明君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 政務活動という範囲というのが、一番これが問われるのは常識なんです。自分がこれは誰かの後援会に行ったんじゃない、いやわしゃ政務活動で行った、しょんじゃ

と、こう言われるか、その違いだけなんです。ですから、全協でも一番最後にきちっと言わせていただいたのは、常識の範囲を超えないようにお願いしますということで、一言だけ言わせてもろうたと思うんですが。

○委員（実盛祥五君） それしかねえが。

○委員長（下山哲司君） ですから、事務局から早く言えば指摘があった議員さんは事務局の御意見を尊重するというぐらいの気持ちがなかったらだめですよというのが本当は言いたいです。そうすれば、そこから先、市長のどこまで行かんわけですから、ほんならそこで訂正すればいいんですから、そう思いません。そういうことで、きょうのところは今の6項目の分の案分をどういうふうにさせていただくかということで、ですから事務所については上限がまずあると思うんです、上限が。まず一番に上限、上限の中の何%にするかということの意見をきょうは言っていたいただければ、また議長とも相談させていただいて、また協議していただくようになると思うんで。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 事務所費ですが、賃料だけじゃなくて、水光熱費、維持管理費っていうのも当然事務所費として入ると理解していいんですね。

○委員長（下山哲司君） はい、光熱費は入りますね。

○委員（原田素代君） 入りますね。

○委員長（下山哲司君） 電話は別ですから。

○委員（原田素代君） 印刷機は、通信費に入るんですね。

○副議長（佐々木雄司君） 事務器購入費、維持管理、備品リース代。

○委員長（下山哲司君） 一番私の個人的に感想を言わせていただければ、36万円のお金で議員さんが人に指を指されにゃならんほどの金額じゃないと思うんです。その辺を考えたら、そういうことが起きないように皆さんにここで決めたんじゃと、皆さん守ってくださいという意見をいただければ一番うれしいと思います。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 簡単に考えれば、月3万円ですからね。1年間に36万円ぐらい、事務所費は3万円を上回ったらおかしいですよ。負担としてはね。だから、例えば2万円、マックス2万円までは政務活動費に充てているよ、あと足りない分は自分で払っていると。その辺の金額の議論ですね。水光熱費も100%認めるのか、案分にするのかっていうのはまたちょっと必要ですよ。

○委員長（下山哲司君） ですから、今の事務所の費用も先ほどちょっと言わせていただいたように、選挙活動にも使うとんじゃないか事務所をと言われる人もおられるから。

○委員（原田素代君） そりゃあるでしょうねえ。

○委員長（下山哲司君） うん。ですから、局長が言われたように、政務活動、それから自分の後援会が来れば、これは選挙ですから、その案分、それからほかのことに私的いうていったら3分の1が妥当じゃないんですか、3万円つけても1万円ぐらいを載せるのが妥当じゃないんじゃないかという意見を局長が、これは局長の意見ですよ。局長がこうせえという立場でないですから、そういう言ようられたんで、ああそれがこれからはまともなんじゃなあというふうに私は聞きようたんです。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 事務所費のことについて言えば、議論は今出ているように、いろいろ出てくるものが可能性としてあるということですから、明確に事務所の項目を定めればいいんじゃないかなあというふうに私思いますけど、細かく。例えば、最初に事務所として申請をしていただくときに、申請方式にさせていただいて、自分は事務所を設けますと、事務所を設けるときにはこういった使い方をしますというところで、定款というんですか、事務所の定款みたいなものも出していただいて、それ以外のものに使ってるものについてはだめですよという形にするというふうな……。

○委員（原田素代君） だめですよというのは案分に入るわけですよ。

○副議長（佐々木雄司君） 後から……。

○委員長（下山哲司君） 言ようられるのは、そうじゃなしに、この事務所をこういうふうに使いますという届けを事務所についてはしたらどうですかという意見なんで、悪い話じゃないと思います。

○副議長（佐々木雄司君） うん。

○委員（原田素代君） でも、現実的には選挙活動のときはその事務所はクローズにする。

○副議長（佐々木雄司君） まあ、そういうことでしょうね。いや、だから、はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 多分、公職選挙法の事務所の届け出は後援会の収支報告があるじゃないですか。後援会の収支報告とその期間というのは後援会の収支報告に上げてたら、多分県のほうからぱちっと、県の選挙管理委員会のほうからそれはだめよと言われると思いますね。そこの期間というのは、後援会の事務所として使ってないわけですから、それは選挙管理委員会、選挙のほうの収支報告のほうに上げないといけない、1週間分を割って。

○委員（原田素代君） それが1週間なのか、前後2カ月、3カ月なのか……。

○副議長（佐々木雄司君） いや、選挙は1週間。

○委員長（下山哲司君） それも考えようで、事務所として届けとったら、政務活動をやりよんじゃ、選挙もやりよんじゃというて言えば……。

○委員（原田素代君） それは無理だよ、一緒にはできない。

- 副議長（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） いや、だからちょっと応酬になってるんですけど、だからそういうことにならないように、このところは使えませんかという形で、選挙準備なら選挙準備事務所にすればいいわけで。
- 委員長（下山哲司君） はいはい。法的に言えば、選挙がある告知の日から6カ月前からは選挙準備期間なんですから、その間はもう使えんということになる。
- 副議長（佐々木雄司君） そういうことですよ。それでいいんだと思います。
- 委員長（下山哲司君） そういう考え方で意見として上げていただければ、それもあれで、やっぱりその辺をきちっとそうやってしとけば、うちはそういう認識でやりますよと言えば、もうそれはそれで皆さんに従っていただいてカットしていただくと、それでいいんじゃないかと思います。じゃから、そういう意見をきょういただければ、議長とまた相談させてもらうて、そういうふうに取りまとめをしたものをまた皆さんに協議していただくというふうになりますので、それで意見でありがたいと思います。
- 副議長（佐々木雄司君） 僕は、事務所のことにつきましては、そうされたらいいんじゃないかなあというような意見を持ってますけども。
- 副委員長（治徳義明君） 済いません。
- 委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。
- 副委員長（治徳義明君） ちょっと今さらというて怒られそうなんですけど、事務所費というて、さっき言ようるのは例えば複合機であるとか、ファクスであるとか、そういう話もあるんでしょ、事務所、事務所というて言われようるけど。
- 委員（原田素代君） いや、それは別だって書いてある。
- 副委員長（治徳義明君） 賃貸料なんですよ。
- 委員長（下山哲司君） それは備品です。
- 委員（原田素代君） うん、それは備品って書いてある。
- 副委員長（治徳義明君） 賃貸料の話、今言われてるのは。
- 委員（原田素代君） 7、8に入る、水光熱費の。
- 副委員長（治徳義明君） 光熱費とか、水道費とか、そういう話ね、はいはいはい。光熱費と水と賃貸をしとる人はおらんじゃろうけど、余り。
- 委員長（下山哲司君） 私の理解は、前に全協で話をしたときの理解としたら、家のへりに自分が個人で事務所を建てて……。
- 委員（原田素代君） そうそうそう。
- 委員長（下山哲司君） それは僕はだめじゃと、同じ屋敷の中で個人の……。
- 委員（原田素代君） そうです。

○委員長（下山哲司君） というふうには認識を持つとんですけど、それが今まかり通つとる。ですから、そういう問題があるから、その辺も意見として言っていて、今後どうするか。それは、その議員さんに言わせりゃあ、そんなことねえ、わし事務所として建つとんじゃと言われれば、もう何ですけど、それはええ悪いの裁判ですよ、それだったら。じゃから、そうでなしに……。

○委員（原田素代君） 判例上、それはあるということですか。

○委員長（下山哲司君） そうそう、赤磐市としてはもうそれはやめましょうか、それとも3分の1にして使っていただきましょうか、そういう話なんですよ。

○副委員長（治徳義明君） そうそうそう。

○委員長（下山哲司君） その意見をきょういただいといたら、それをまた文書にして皆さんに今度諮ってもらって、最終決定になるんです。そういう意見をいただければ、きょう書記をとってくださりよんで、文書にして議長と相談して、また次の委員会でこういうことでどんなでしょうかという提案をさせていただきます。どうでしょうか、それで。ですから、忌憚のない意見というのは、そういうことを言ってくださいということ。

○委員（原田素代君） ようやくたどり着いたということですよ。

○委員長（下山哲司君） いや、僕は最初からそういうつもりで言よんじゃけど。

○委員（原田素代君） だから、そこの乖離がすごく、ちょっといいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私も岡山市オンブズマンのときに、自宅の敷地内に事務所はたしかアウトにしてたという記憶もあるし、やっぱり賃料が発生しないで事務所維持費というのはなじまないとって、基本はとにかく賃料が発生しない自宅敷地内における事務所ってというのは維持費はもうアウトにして、別途借りている、もしくは建てた、あり得ないと思いますけど、そういうことについては賃料や水光熱費は出していいと思います。そのマックスが月3万円なんだから、3万円と言わずに2万円ぐらいでしょうねというあたりまでを確認したらいかなもんかなあと私の意見はそういうことです。

○委員長（下山哲司君） 今まで、皆さんの幾らか見せてもろうとんですけど、私は事務所にしかお金を使わんのじゃ言われる人もおるし、交通費を主に使われとる人もおられるし、じゃからいろなんですよ。みんなが同じような形なら問題が起きんし、指摘もしやすいんですけど、全く違うんで、今の赤磐市で言やあ、事務所と言え、自宅でその一室をとというのはだめと、こういうはっきりしとんですけど、同じ屋敷の中に別棟で建てて事務所しか使っていないじゃという人はいま三角で使つとんですよ。だめじゃないんです、現実に。じゃから……。

○委員（原田素代君） 案分しているんですか。

○委員長（下山哲司君） 案分してるんです。だから、その案分の上限の金額です。10万円を2分の1にするんか、3万円を2分の1にするんかの違いです。

- 委員（佐藤 武君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤 武君） 案分の話で今いってるんですが、具体的に直近の判例というか、そういうものは把握はされていないですよ、事務局ね。
- 委員長（下山哲司君） これはもう裁判にならん。
- 副議長（佐々木雄司君） 休憩とらずにやる。
- 委員長（下山哲司君） 済みません。休憩してください、トイレだけは。
- 委員（佐藤 武君） それで、確かに刻々と判例も変わるんですけども、今おっしゃられるように、2分の1にするか、3分の1にするかという部分で、この議会基本条例の委員会で委員長がこういう取りまとめをしましたということを議長に返しても、最終的にはこれでいけるよということにはならんと思うんですけど。
- 委員長（下山哲司君） ですから、この委員会として常識の範囲で今まで2分の1だったんじゃけど、この内容のところを3分の1にしてはどうかという意見をいただいたということにさせていただくと、やったかいがない。
- 委員（佐藤 武君） きょうもう全部取りまとめるんですかね。
- 委員長（下山哲司君） いや、きょうは意見を聞くだけ。
- 委員（佐藤 武君） 意見聞くだけで。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 委員（佐藤 武君） 私の考えは、やっぱり判例がどうしても重たいと思うので。
- 委員長（下山哲司君） 判例は決着がつかないです、事務所費は。
- 委員（佐藤 武君） いや、裁判でも事務所費出ますよ、結構。
- 委員長（下山哲司君） ですから、最初から言ようように、赤磐市議会だったら、個人の自宅だったら法人にも何もしてないんです。じゃけど、その一室を別の会社の名前にして、そこを借りて使よう、舛添さんがそうしようたんじゃから、ずうっと国会議員のときから。
- 委員（佐藤 武君） 国会議員の舛添さんとはちょっと違うと思うですよ。
- 委員（原田素代君） 御商売されてる人なんかはねえ。
- 委員長（下山哲司君） そうなんです。
- 副委員長（治徳義明君） まあまあ、そんなになったら調べりゃわかるんじやろ。要は、最高裁できちっと出ますかみたいな話じやろ。
- 委員長（下山哲司君） いや、じゃから舛添さん、罰せられてねえが。
- 委員（原田素代君） そうですね。
- 委員長（下山哲司君） あんだけ取っというて、ここでは常識じゃない、倍ぐれえ取っというて地元の近所の人言うても、罰せられんのじゃから、もうそういうのを裁判というても、決着のつかない裁判。

- 副委員長（治徳義明君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。
- 副委員長（治徳義明君） 事務局に聞いたら、判例ぐらいいは調べられるいうんじゃから、調べてもらやあええじゃないですか。
- 委員（原田素代君） 調べられるなら調べて。
- 委員長（下山哲司君） いや、判例はあるんよ。じゃから、決着がつかんのじゃいうん。
- 副委員長（治徳義明君） 判例というたら、決着がついたのが判例ですよ。それも最高裁の決着がついたのみが判例ですよ。
- 委員長（下山哲司君） うん。
- 副議長（佐々木雄司君） いいですか、ごめんなさい。いいですか。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 副議長（佐々木雄司君） さっきから舛添さんのお話が出ているようですが、舛添さんのお金の性質と、今我々が話ししているお金の性質とちょっと違います。我々は公金で税金の支出の話、舛添さんは自分のところに集まってきた政治献金ですよ。これ、収支報告書の中で政治献金をどう扱うのかということについての部分で、税金の話じゃない。行政がかかわらない、あれは、舛添さんの。
- 委員長（下山哲司君） 入っとんじやろ。公金も入っとんで、あれも。
- 委員（原田素代君） 公用車で往復してる。
- 委員長（下山哲司君） 公金も入ってる。
- 副議長（佐々木雄司君） いや、だからそれは車の部分の話で、事務所費の話としては入ってないでしょ。
- 委員長（下山哲司君） 事務所費も公金入っとる。
- 副議長（佐々木雄司君） 事務所費も入ってるんですか。
- 委員長（下山哲司君） 政党からもろうとる、政党助成金はあれと一緒にですから、政務活動費と。
- 副議長（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） いや、だから政党交付金にしても、政党交付金の使い方と我々が今話をしている赤磐市という行政を通して我々のところに支出をされるものというのは、またちょっとお金の質が違うと思うんですよ。
- 委員長（下山哲司君） 政党助成金というのは国が税金の中から出しとんです。
- 副議長（佐々木雄司君） いや、それは税金ですけど、政党交付金は政党交付金の交付要綱というものがあって、我々の政務活動費は政務活動費という赤磐市の行政を通してくるという要綱があって、全くかかわる法律が違うんです。

○委員長（下山哲司君） ああ、それは地方自治法とあれの違いだけで、基本的には考え方は一緒なんです。趣旨はもとは税金なんです。

○委員（実盛祥五君） まあええが、舛添さんの話は、終わろうで。

○委員長（下山哲司君） いや、例え話、もとは税金なんです。

○副議長（佐々木雄司君） いいですけど、違う話ししても、考え方は一緒であっても、全く違う法律の要綱について照らし合わせてどうなんだという議論をしてもしょうがないんで、かわり合う法律の中でどうなんだという意見をもまないとだめなんじゃないんですか。

○委員長（下山哲司君） 裁判のあれを問題にしてやっても詮のない話なんで、赤磐市議会として、それじゃあ今のこの案件をどういうふうにしましょうかという相談なんで、総額が36万円、全額事務所費に使われても36万円です。その問題について、市民の方が見て、これはおかしかろう、行き過ぎとろうがということのないような縛りにさせていただけたらいいということで意見をいただきよんで。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 打ち合わせの段階で、局長が2分の1より3分の1が妥当かなということで打ち合わせをされたと今お聞きしたんですけれども、やはり局長はそれなりにいろいろな事例を勉強されてると思うんです。ということで、やはり直近の事案をよく認識されてると思うんで、議員さんもよく御存じだとは思いますが、やっぱり事務局、局長はきょういらっしゃらないんであれなんですけれど、そういう御意見も大いに参考にしないといけないかなと。

○委員長（下山哲司君） きょう、御意見をいただいといて、そういうのを踏まえて、次は局長もおると思いますので、説明をさせていただきたいと思います。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 事務所のあたりの話は大体煮詰まったと思うんで、先に行きたいと思うんですけど、手引きの4ページの事務機器の購入と通信運搬費……。

○委員長（下山哲司君） 1つずつ、6項目、詰めさせてください。

○委員（原田素代君） はい。じゃ次は。

○委員長（下山哲司君） それでは、事務所費については、もう前のように自宅の一室はだめと、それから別棟である分が今までは案分で三角で使用しているという現実があるんで、これをどう取り扱うかという御意見をいただくのと、借家は上限を幾らで、その借家の2分の1か3分の1かと、局長の意見で言えば3分の1が妥当じゃないかと、3万円で借りたもんなら1万円が政務活動費でというような御意見でした。

○委員（原田素代君） 付随して、選挙活動については……。

○委員長（下山哲司君） そうそう、6カ月の期間は使用できないとかという御意見があったということでよろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○副議長（佐々木雄司君） もう1個いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） もう1個言わせていただいたら、使用実績を民意というか、外からの厳しい声に対応していくというところがこのお話の入り口なんだとしたら、別棟であるいは賃貸で借りましたと。借りましたけども、その事務所で使用実績がないじゃないかと、形はあるかもしれないけども、実績がないじゃないかということになったら、またそのところで言われかねないところなんで、やっぱり使用実績があるのか、ないのかということについて、計上するならばちゃんと使用した根拠というようなものも出していただく必要があるんでしょうね。そこまでやってこそだと思いますけどね。

○委員長（下山哲司君） もう1つ、お願いしたいのが、これ全協でまた皆さんに御相談して御理解いただくということで出すんですが、そのときに基本条例の委員会で皆さんの代表として決定したんで、こういうことでやらせてくださいというていくんか、それとも相談してそれはだめじゃというたら、またそれを削るのか、その辺の意思だけはちょっとお聞きしときたいですけど、ここで決めたら議長と相談して、また次にここで最終的に基本条例の委員会としてはこうやっていきますということを今度は全協の席で私が報告せにゃあいけんの、その辺の皆さんの意思をお聞きしときたい。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 意思というよりも、手続上、そういう方法がいいのかどうかというのがまず私にはよくわからないんですけど、基本条例はたたき台を出すだけで、全協でそれが議論されて決定するのか、ここでもう決定したものを全協が受け入れるようになるのかっていう、手続的にはどうなんですかっていうのがちょっと、それはもういいんですか、ここで決定してしまえば。

○委員長（下山哲司君） 条例ですから、委員会がつくって委員会が決めたら条例は成立するんです。

○委員（原田素代君） いやいや、議決されないと成立しない。

○委員長（下山哲司君） じゃから、議決はしてもらうんですけど、内容としては成立する。全協で諮って、またその全協で言われたら、議決するまでに修正をするのかしないのか、意思を。

○委員（原田素代君） それは、修正動議を出されたら修正せざるを得ないと思いますが、委員長のおっしゃる意思はありますかというのは意思はあります。

○委員長（下山哲司君） はい。皆さんそういう御意見。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） あくまで取扱基準の話ですよ。だから、条例じゃないと思うんです。だから、あくまで議長のほうから委員長が諮問を受けて、今協議をされてるということの中で、この委員会で何回ぐらい協議を重ねるのか、1回、2回じゃ僕無理だと思うんですよ。とりあえず、扱い基準を示さないといけないわけで、そうすると、もう非常に慎重な議論をしないと、何を根拠に決めたんだということも委員長言われますから、ほかの議員から、そしたら十分説明できるだけのものを……。

○委員長（下山哲司君） 私の考え方としたら、一度不備ではあるがという、前任者の説明は不備であるところもあると思うので、運用上、改正してくださいと、こういう意見を聞いとるわけ。ですから、ここで私がやらせていただいても、そういう同じことは言わにゃあいけんと思う。

○委員（佐藤 武君） ですから、指摘をされてやっぱり判例というのが非常に大きな比重、もうほとんどの比重があるわけですから、それによって赤磐市としては基準どおりに皆さん使ってくださいよということと言わないといけないと思いますね。

○委員長（下山哲司君） ですから、私がこうやって今やらせていただきょうて、ここで皆さんに3回じゃと思うんです、3回は最低かかると思うんです。じゃから5、6、7、させていただいて、そういうことになった場合に該当しとる人が必ず全協のときに何か言われるんです、今までも。ですから、そういうことを我々委員会としてやらせていただいたんで、御協力お願いしますというて突き切るしかないんですよ、言われても。じゃから、そのときにそういうて言わせてもらいたいということをお意を願ひしてもいいですかということなんです。

○委員（実盛祥五君） 言わにゃおえん。

○委員（佐藤 武君） それを委員長が言われるには十分な議論が必要。

○委員長（下山哲司君） そうそうそう。ですから、最低3回はかかると思います。

○委員（実盛祥五君） よろしいです。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。それではもう……。

○副議長（佐々木雄司君） いやいや、皆さんの意見ということで僕も。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 副委員長もまだ意見言われてない。僕のほうの意見を言わせていただきますと、この議会基本条例特別委員会というものは、多分そういった位置にないと思うんですよ。我々は、佐藤委員がおっしゃられたように、この中で与えられていることについて議論して、こうですよという答えを出すと、以上です。その出たものについて、どう扱うかというのは議長であったり、議運の委員長であったりということだと思いますので、このところで全員協議会の中でこうさせてくださいということをお申し入れますとか、入れないとかというようなその行為は我々に与えられてないんじゃないですかね。与えられてるんですか。

○委員長（下山哲司君） 私が困ってるのは、議運の委員長と兼ねとるんで。

○委員（原田素代君） いや……。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そのことについてですが、基本条例の条例の文章の3ページのところに、政務活動費、さっき佐々木さんお読みになったとこですね。17条、これがうったてにありますから、議会基本条例っていうのは議会の中の最高規範ですので、この議会基本条例の中に入ったてがある項目について、この特別委員会が議論をするということは、それはもう絶対必要なことだと思います。逆に言えば、私の問題しかしてこなかったから、それぞれの項目はきちんと確認していかなきゃいけないと思うので、本来ここで議論して当然だと思ってますけど。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 原田さんと同感で、ここで議論するんですよ。議論するんですけど、これを全員協議会のところでこういうふうに我々が決めましたから、皆さん協力してください、そうさせてくださいっていうのはちょっと前へ出過ぎなのかなと。議運の委員長を兼任されていらっしゃっても、それは分けていただいて、今はこの委員会の委員長なんですから、委員長として考えていただいて、それでまた議運を開いていただいて、議運の中でおやりにならればいい話で、やっぱり手順、手続っていうのは大切だと思うんですよ。

○委員長（下山哲司君） いや、そりゃあもうやらにゃあ前へ進まんで、やらせていただくんですけど、ただきょう意見を取りまとめるだけで終わるのか、それとも議長に対して、私個人的にはもう議長これでいってくださいよとお願いはします。しますけど、皆さんもこういう御意見ですよと言えるか言えんかだけで、取りまとめただけじゃなし、意見として、それは次の話だと思うんです。取りまとめたものを文章にしたときに見ていただいて、これでもういってくださいよという考えでするんか、また全協でそりゃいけんという言うたら、修正をかけるのか、もうその問題だけなんです。ですから、前は岡崎議員の言われたのは、不備な点はあると思うから、その都度運用の途中で見直しをしてくださって結構ですという御意見だったんで、それをやりようと、あれは1回目ですからそれでいいと思うんですけど、2回目でやってまた同じことを言うのはちょっと残念じゃなと思うんで、そういう意見を言わせてもろうた。言葉としては一言はつけ加えにゃいけんのじゃろうと思いますけど、不備があればということで。

では、事務所費については先ほども申し上げたように、自宅の一室はだめだと、それから別棟については三角、これは議長に今の意見を申し上げて、それを文章にしたものをまた次の委員会で諮らせていただくということでよろしいですか。

○委員（原田素代君） 三角になったんですか。

○委員長（下山哲司君） 今、現実が三角。

○委員（原田素代君） 今はそうです。だから、ここの意見はどうなったんですか。確認しな

くていいんですか、それは。そういう意見をまとめたいということは、ここで三角な現状についてどうしようかって、三角でいいですよっていうのと、いや三角もアウトですよっていう、ここはその話はしない。

○委員長（下山哲司君） 難しいとこなんです。現実的に形があるから。

○委員（原田素代君） てことは、じゃあそういう意見もあったというのを添えてください。アウトだと思っているという意見もあったと。

○委員長（下山哲司君） そうそうそう、うん。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） ということでよろしいですか。

○委員（佐藤 武君） 意見で。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） いわゆる親子親族での賃貸借契約というか、同一敷地内はもちろんだめですよ。第三者との賃貸借契約が初めてオーケーだと私は認識してるんで。

○委員長（下山哲司君） 私もそう思います。そういうことで、一応議事には残りますので、取りまとめさせていただきます。

次に、固定電話と携帯電話なんですが、御意見をいただきたいと思います。最終的には、条例の考え方としては、もうさっきずっと皆さんおっしゃってくださったんで、あと案分の率が今2分の1ということになっとなんですが、その点を3分の1がいいんじゃないかという意見だったということになれば、そういうふうに。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 1つ確認ですが、ここには郵送料についてはこれに入るのですか。郵送料はどこに入りますか。

○委員長（下山哲司君） あれは、チラシ、印刷の分。

○委員（原田素代君） チラシ、印刷機のとこ。

○委員長（下山哲司君） はい、チラシ、印刷。

○委員（原田素代君） ということは、この基準でいくと、7の事務機器の購入に入るのですか。今、私これで見てるんですけど、手引きの……。

○委員長（下山哲司君） 言われようの意味がちょっと理解できなんだ。

○委員（原田素代君） いや、カテゴリーとして、ここは通信運搬費だから、恐らく運搬っていうことは郵便物も入るんじゃないんですか。

○委員長（下山哲司君） 今は固定電話と携帯電話だけですよ。

○副委員長（治徳義明君） ピックアップしとるだけなんよ。

○委員長（下山哲司君） お話ししょんのは。じゃから、固定電話と携帯電話。

○委員（原田素代君） それだけのことについて、今これから議論するんですか。

○委員長（下山哲司君） 案分が今は2分の1になっとなんですが、局長のお話を聞きようると、3分の1にしなきゃだめなのかなあというふうには受け取っとなんですが、皆さんの意見として、いや2分の1でいきやあええと言われるんか、ちょっと見直して3分の1にしたほうがいいんじゃないんかと言われるか、御意見をいただきたい。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私は、そもそもこれは経費として計上しないほうが安全だと思います。要するに、これを計上しちゃうと、30%になったとしても、説明責任を果たせませんよね。この総額の金額の中で、3割の実績を明らかにしなさいと言われても、明らかにできませんから。

○委員長（下山哲司君） できませんよね。

○委員（原田素代君） 私としては、これはもう御自分の通信費ですから、私としてはこれはもう対象外にしちゃったほうが説明責任が果たせるものだけをきちんと一生懸命活動費で使われればいいわけだから、私の意見はこれは対象外にしたほうがいいと思います。

○委員長（下山哲司君） ほかの方は。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 私は、これこそ50%でいいと思います。今、もう本当に電話でもろもろの連絡とか、本当に相談とかも電話でしますので、まさしく説明責任はなかなか難しいんですけれども、そこまで説明をして誰々さんと話をして、行政についてのこういう働きをしました、こういう活動をしたということは言わなくても私はいいと思うんです。だから、これを認めないということになったら、非常に議員活動というか、厳しいものになると思いますので。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 私も佐藤委員さんと同意見で、恐らく固定電話、特に固定電話よりも携帯電話がもうウエートが高いというふうな状況の中で、今は2分の1なんですかね。ただ、今言うた曖昧性もあるので、3分の1にしたほうがちょっとええのかなと、今言うた原田さんの言われることもわかる上で、半分というたらちょっと少し案分的に厳しいかな、3分の1が妥当ではないかと思ってます、個人的には。

○委員（実盛祥五君） 携帯だけは50%認めりゃええが。

○委員（原田素代君） という意見。

○委員（実盛祥五君） うん。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副議長（佐々木雄司君） 僕も原田委員と同じ意見で、やめたほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。

○委員長（下山哲司君） 携帯も固定も両方ですか。

○副議長（佐々木雄司君） そうですね。もうやめればいいと思いますよ。

○委員長（下山哲司君） 50%の方が2人で、やめたほうがいいという方が2人で、3分の1が1人。

○委員（原田素代君） 現実的です。

○委員長（下山哲司君） はい、一応そういうことで、また次の委員会までにそういう2人、2人、1人の意見であったというふうになっておりますので、また考えておいていただいて、議長と相談して文書をつくりまして、それでまた相談させてもらうということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） はい、そういうことで。

備品については。

○委員（原田素代君） 備品は何を想定して。

○委員長（下山哲司君） 幅が広い。

○委員（原田素代君） 事務機器の範囲ですね。

○副委員長（治徳義明君） パソコンも入る。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 個人の所有物になるものはアウトにすべきだと思います。ここでは、パソコンは1台限り、任期中、4年間で1台、原則変えるまでということ、それも案分が必要となっておりますけど、結局じゃあ任期が終わったから返すのかといたら返しませんし、私的所有物になってしまうってこと、これはかなり言われてました、オンブズマンでは。レンタルでやればいいのか、そういう議論にもなってしまうのですが、やっぱり個人の所有物になるようなものは、そうでなくて消耗品はいいと思いますよ、活動していく上で必要だから。でも、所有物になるものについては、私は対象外にしたほうがいいなあと。

○委員長（下山哲司君） 基本的な考え方としては、議会は4年が1期で仕切り直しをせられるんで、そういう中からの対象じゃと思うんです。それから、前にちょっとお聞きしたんですけど、以前はもう何か日進月歩で機械が進化しようたから、短い期間でかえこと、最近はやちょっとそれがおさまっとなんで、じゃから8年でもいいんですけど、議会は4年なんで、ほんなら1期しかせられん人はどうするんなどという話になるんで、こういうところへおさめたんじゃないかと思われるんですけど、その辺の決めたときは私はわからんで、治徳委員、どんな

かったんですか、それは。

○委員（原田素代君） いやいや、これはだから18年につくってるから、私たちかかわってないんです。

○委員長（下山哲司君） かかわってないん。それじゃあ、ここの委員会としての意見をお願いしたらと思うんですけど、ですから今2分の1を3分の1にせえとか、もうなしにせえとか。

○委員（原田素代君） パソコンはね。

○委員長（下山哲司君） 今のままでいいとか。

○委員（原田素代君） パソコンとかデジカメとか、私的所有物になってしまうものはやめたほうがいいと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いいですか。備品ももう幅広くものがあるじゃないですか。だから、例えば電子メガホンですね。これ僕持ってますけど、私的に使うことないですよ。だから、私的に使うことがないようなものでも、備品一くくりで50%みたいな話になってしまったら、公務というか、街頭市政報告で使うのに経費50%なの、半分自分で持たなきゃいけないのというような話にもなってくる。原田委員がおっしゃられるように、ものを私的にかかわるものとそうではないものというのは何か基準を設けておくというのは必要なんだろうなあとは思いますが、毎日使うからな、僕は。

○委員長（下山哲司君） 今のこの前の話をお聞きしたときには、金額は聞いてないような気がするんです、パソコンにしてもカメラにしても。

○委員（原田素代君） マックスを。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） さっきデジカメとかパソコン出ましたけども、政務活動にとってデジカメやパソコンを使うのはもう常識的な話なので、ただ今言うた私的流用もできたり、いろんな後援会活動じゃとか、選挙活動にも現実的にはできるので、3分の1で妥当、要は時代の流れがどういった暗黙でも、もう3分の1みたいな政務活動費はそういった流れではないかなと思ってます。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 時代の流れはもうやめてしまえですよ、時代の流れは。

○委員長（下山哲司君） 現実にそうです。

○副議長（佐々木雄司君） やめてしまえと、報酬もらってるんだから、報酬の中でやりなさいというのが現実の流れですからね。現実の流れで民意というか、厳しい声にどういったぐあいに向き合っていくのかという姿勢と、現実に必要なものは必要なものとして考えていかな

きやいけないというところは、やっぱり我々ここにいる者が責任持って議会の中で議論してるわけですから、姿勢は考え方といいますか、持っておく必要というのがあるんじゃないかなあと思うんですけど、僕は。だから、僕は厳しい声というのは厳しい声として、それはそれとして、必要なものについてはやっぱり必要なんだという考え方を上から下まで全て6項目ですか、6項目について全て持ってます。だから、誰かがどう言うからとか、どこかでこんなことが起きたからとかという話であれば、もう最初からやめちまえという話で、そうしたほうがすっきりすると思いますよ。僕はそういう意見です。

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、なしにしろという御意見ですね。

皆さんにお聞きせんと、ちょっと人数を把握を。

○委員（実盛祥五君） まあ3分の1じゃな。

○委員長（下山哲司君） はい。

佐藤委員は。

○委員（佐藤 武君） 非常に難しいあれかなと思うんですけど、これもちょっと余りなしにしましょう、ゼロにしましょうというたら、本来やっぱり議員としての活動を狭めることになるんじゃないかなと思うんですよ。やめてしまうのは、もう本当に立派なことだと思いますけども、やはりあらゆる場面で議員として活動しなければならない。例えば、今だったらインターネットで写真とか撮って出しますよね、ホームページとかに。そういうことで、ほんならカメラも必要だし、そう言いながら、ほんじゃ認めませんよということは、かえって議員活動を狭めてしまうということもあると思うんで、ゼロというのはちょっと厳し過ぎるかなと思います。案分にしても、半分がいいのか、3分の1がいいのか、ちょっと私もよう言いませんけども、具体的にオンブズマンが事務機器、確かに駆け込みでパソコンを複数購入してるというような事例も他都市の例では出てるということもあるので、そういう意味ではある程度の縛りかけたほうが良いと思うんで、50%ぐらいでいいかなとは思うんですけれど。

○委員長（下山哲司君） はい。それでは……。

○委員（実盛祥五君） 委員長、もうあれもおえん、これもおえんというようになったら、政務活動費ももらわんようにすりゃあええんじゃが。

○委員長（下山哲司君） はい、まあ……。

○委員（実盛祥五君） もう一番簡単な。

○委員長（下山哲司君） そういう考え方も……。

○委員（実盛祥五君） もうあれもおえん、これもおえんというたら、もうもらわんほうがええんじゃから。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 皆さん、これももう一回改めて見ていただきたいんですけど、条例施

行規則の裏側ですね。別表6条、この下の人件費、事務所費、その他経費を除いて、上の費用というのが市民が求めているわけですよ、議員活動に。だから、研究や研修をしてほしい、調査に行っている学んでほしい、資料をつくって私たちも欲しい、そのための広報や公聴もしてほしい、市民の要請や陳情もしてほしいっていう、やっぱりこれが本旨だと思うんですよ。政務活動費として、議員が進めていかなければいけないこと、だからやっぱり基本はここにしっかり使ってもらおうと、それにかかわる付随したものなんですよ、今のことは。だから、備品のあり方を佐藤さんのおっしゃるように、いやまあとりあえず全部だめはないでしょっていう意見もあるんだろうとは思いますが、私たちがここで確認することは、この使途基準の項目の上の圧倒的多くの8割の部分をきちんと議員がある意味わずかですよ、月3万円、年間36万円でやれる範囲で頑張っ、いろいろスキルアップして議会を基準をよくして、市民と一緒にできるようにしましょうっていううたてを確認すればいいことなんで、まずそこを忘れないようにしていかないと、何でもかんでもだめならやめちまえということでは決してないということは確認したいなあというふうに思います。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私は、先ほど言いましたけども、今50%なり100%なりというような基準が引かれてると。それが世情に合わせて政務活動費については厳しい声があるので、その使用基準を改めていこうということなのであれば、世間の流れはもうやめちまえちゅう流れですから、もう認めなくてもよろしいという流れなんで、だから結局そういった流れで、じゃあ5割のものを3割にしたところで、3分の1にしたところで、やめちまえという流れの中で、まだ3割もするのかという話で、そんなものにお金を使ってるのかという話になったときに、結局ここで話をしているものがせつかくのことが、一生懸命やってることが成果が生まれませんよねと、報われませんよねというようなことにもなっていくと思うんですよ。だから、先ほど来から僕も言ってるように、必要なものについては使えばいいと思うんです。それは、しっかりと厳しい声に説明すればいいだけです、その説明する努力とか労力というようなところを諦めて、言われるがまま、じゃあ厳しいから3分の1にしましょうとか、1割にしましょうとか、なくなしていきましょうとかというのは何か議論が離れてるような気が僕はします。だから、そういう世間が厳しいからということで見直そうというのであれば、もうゼロにしたほうがいいと僕は思いますよ。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 厳しいからというのも、ちょっと僕も先ほども言うたんで、そういうような話もあるかもしれませんが、現実的には政務活動費に使う経費という前提があるのであれば、もう3分の1程度が妥当なんだろうというふうな意味合いで、パソコンにせよ、携帯電話にせよ、何にせよ、私用もあればいろんな選挙活動、後援会活動も含めてやれ

ば、3分の1案分が妥当なんだろうという、それ以上はもうする必要もないかなと思ってます。

以上です。

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、まあ今の御意見をお聞きしとんで報告して、ちょっとまた相談させていただいて、また相談をいたします。

それじゃ次に、名刺、チラシ、これがいろんな御意見を市民の方からいただきとんで、皆さんの考えをお聞きしたいと思います。

○委員（原田素代君） チラシっていうのはどういうのがチラシ。

○副委員長（治徳義明君） 原田さんがしょうるやっちゃ。

○委員（原田素代君） 私の議会の報告も入る。

○副委員長（治徳義明君） ああいうチラシでしょ。

○委員（原田素代君） ああいうチラシを言う。

○委員長（下山哲司君） そうです。ですから、早く言えば、人がぱっと見て、ああこりゃ選挙運動に近えがなと、こう言われるのと、本当に議会であったことばっかしを書いて報告しとると、簡単に言えばその2つじゃと思う。

○委員（原田素代君） そこが違うということ、そこが線を引かれるべきだと……。

○委員長（下山哲司君） 線をきちっと引いていただいてやれば、別に問題ないんじゃないというふうに私は思うんですが、一番の問題なのは個人でやりようられる人が個人の自分の応援をしてくださっとる人だけに封筒に入れて送りようられる人が結構ある。それを活動費で使うのはいかなもんかなという御意見が、送られた人が皆見ようるわけですから。

○副委員長（治徳義明君） 後援会活動になる。

○委員長（下山哲司君） うん。で、私の知り合いなんか、同じものが3枚も来たりする人もあったりするんで、何とかせえというて言われたんで、そういう意見もここで言わせてもろうとんですが、やっぱり無駄なことにお金を使わんように。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長がおっしゃられるような、そういった特定の方々に送るもの、送らないものという形で線引きを引くのでありましたら、私すごく賛成というか、そうなんだろなあというふうに思います。ただ、内容によってデザイン性があったりとか、あるいは構成があったりとか、いろいろ読みやすくするために工夫もするわけですから、そういったようなデザイン性というのは意趣性というような言い方があるのかもしれないですけど、そのところは基準は引けないと思いますね、やっぱり。

○委員長（下山哲司君） 引けません。

○副議長（佐々木雄司君） 引けないと思いますね。だから、そのものをどういうふうに印刷物をするのかというところであれば、委員長がおっしゃられるように、僕もそれはそのとおり

だなあというふうに思います。

○副委員長（治徳義明君） 濟いません、ちょっと僕ようわかってないんですが。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） チラシ、名刺、このもろうた資料の中では経費案分となっておりますけども、例えば私は党に所属してますので、名刺には公明党というような政党名を書くので、もう絶対政務活動費なんかは使いませんが、この案分ということは案分にすればオーケーということ、チラシもそうですよ。もうチラシも……。

○委員長（下山哲司君） 私が最初聞いたときの説明によれば、普通の名刺はだめ、委員長とか副委員長とか議長とか副議長とか、そういう人は役職で使うわけですから、それはもう本来は事務局費からしてもいい内容なんで、それを交際費で使うのか、政務活動費で使うのか、その辺の話が全くなされてないと思うんです、今。じゃから、その辺をはっきりイメージしていただいて、きょうお聞きしといたら議長とまた相談させていただいて、また皆さんにお諮りさせてもらうという考え方でどんなでしょうか。

○委員（実盛祥五君） それでええ。

○委員長（下山哲司君） じゃから、名刺については今私がちょっと言ったような考え方で御意見をいただければと思います。

○委員（実盛祥五君） 名刺は委員長が言うたとおりでよろしいよ。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。個人的なのはだめと、活動費では。

○委員（実盛祥五君） はい。

○委員長（下山哲司君） ということで、全員でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） はい。委員長、副委員長、それから議長、副議長の名刺については、どういうお考えかお聞かせをいただいとけばと思いますが。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 要するに個人的な名刺なのか、個人的な名刺じゃないのかというところの線引きなんだと思うんですよ。公務かそうでないかというところですよ。例えば、僕副議長の職をいただいておりますけども、これを僕個人の名刺に副議長と書いとったら、これアウトだと思いますね、個人の名刺に副議長と書いてたら。これは、僕が個人の名刺ですから。

○委員長（下山哲司君） 名刺というのは、議員である身分があるんじゃから、名刺持たれて出されても別に問題ないんじゃけど、お金について活動費で使うか使わんか、じゃから本来の名刺はだめなんです。でも、議長、副議長が公務で動かれることがあるわけですから、そのときに名刺を配るのに活動費でするのか、事務所の中の事務費でするのか、全くもうだめという

のがその意見をお聞きしとけばいいと思うんです。

○副議長（佐々木雄司君） だから、もうおっしゃられるとおりにですよ。だから、今僕議会事務局のほうから、赤磐市議会の名刺をいただいています。これは公務の名刺です。もう一個、自分の名刺というのがあります。それには、副議長の名前は入ってませんが、将来入るようなことがあっても、これは僕は個人的なものですから、もしこここのところの議論の中で、委員長だとか副委員長だとか役職のついてある名刺以外はだめだというのであれば、これも僕はだめだと思います。

○委員長（下山哲司君） それでは、この名刺の件はもう個人的にはだめと、活動費は使えないというふうに御理解をいただくように、全員ということで。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 済いません、ちょっと今ぼうつととったんですが、議長、副議長、委員長、副委員長、政務活動費の交付に関する条例の第6条に議員が行ういろんな活動ですよ。これにまさしく名刺も必要じゃないかなと思うんですよ。あなた、どこのどなたですかといったときに、まず赤磐市議会議員の誰の誰ベえという名刺を出すと思うんですよ。そういうときに、経費が充足できないというのは逆に私はおかしいかなと思うんですが、違いますかね。だから、個人の名刺と副議長は言われたんですが、個人の名刺というのは副議長というのは使わないんですか。使ってもいいと思うんですが。

○委員長（下山哲司君） 通常は使うんです。副議長として、職として行く場合に、挨拶するときに名刺交換したりするのが大体主ですから。

○委員（佐藤 武君） でも、通常の議員活動の中で、赤磐市議会副議長、佐々木という名刺は渡してもいいんじゃないかなと私は思うんですが。

○副議長（佐々木雄司君） いいんですか、はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） だから、僕のちょっと言い方が紛らわしかったんで今のようなお話になったと思うんですけど、僕がさっき言いましたのは、議長、副議長、委員長、副委員長という役職のついている人たちだけが政務活動費の、そんな話じゃなかったですかね。僕そんなふうにとったんですけど、政務活動費の対象になると、それ以外のものは政務活動費のほうとして対象にならないのであれば控えようという話なのであれば、そういう話であれば、議長、副議長の個人的な名刺も同じように対象から外すべきだと、同じように。だから、議会のほうから公務の名刺として受けているものについては、公務名刺としてそれは経費をかけりゃいいけども、それ以外のものは議長、副議長、委員長、副委員長も、それはもう議員としての個人的な名刺ですよ。ですから、それは議員として個人的な名刺ですから、役職関係なしにだめなんなら全部だめだし、議長だとか副議長だとか委員長だとか副委員長というのはいろんなところへ行って名刺配るあれが多いから認めましようとかという話にはならないかなあ

と思います。

○委員長（下山哲司君） そういう意味じゃないんで。

○副議長（佐々木雄司君） ああ、そんな話じゃなかった。

○委員長（下山哲司君） 委員会として出席して、先方へお邪魔したときに挨拶するときに名刺を出したり、名刺交換します。それは、役職としてするんで、一般の議員は交換しませんから、めったに。

○委員（原田素代君） そんなことないですよ。行ったら議員は全部しますよ。

○委員長（下山哲司君） 全部するとは限らない。

○委員（原田素代君） 肩書なくても……。

○委員長（下山哲司君） 今までの見ようたら……。

○委員（原田素代君） いやいやいや、します。

○委員長（下山哲司君） もう挨拶して席を立たんもん、大体。

○委員（原田素代君） いやいや、そんなことないです。

○委員長（下山哲司君） 研修しようるときに。

○委員（原田素代君） します、します。

○委員（佐藤 武君） 委員長、あなたどなたですかといったときに、名刺も渡さずに話はできないと思うんです、やっぱり。

○委員長（下山哲司君） それはもう、じゃから僕らもう27年議員しょうるけど、名刺にそういう公の金を使うて名刺つくったことはございません。

○委員（佐藤 武君） いや、それは逆に私はつくるべきだと思うんですよ。

○委員長（下山哲司君） どうしても必要な部分に関しては、最低限の部分は事務局が出しよんでしょ、つくって、議長、副議長は。じゃから、もうそういう範囲、今までがそうです。

○委員（佐藤 武君） 濟いませぬ、この間、住民監査請求が出て、某元議員さんの名刺が8,000枚ほどつくられたというのがありましたよね。それも政務活動費でつくったと認識してますけども、だから……。

○委員（原田素代君） それがアウトだということ。

○委員（佐藤 武君） まあ、アウトというのは私の認識は、やめる直前に枚数が多過ぎるとい認識なんですよ。

○委員長（下山哲司君） いや、今までは名刺はだめということになっとった。皆さんつくってない、活動費では。

○委員（佐藤 武君） 何を根拠にだめなんですか。

○副委員長（治徳義明君） 政務活動費にしか使えん言よんですから、もう限定されてるじゃないですか、現実的には。

○委員（佐藤 武君） いや、政務活動費というのは、議員の活動に伴っての費用だから。

- 副委員長（治徳義明君）　じゃから、選挙活動だとか後援会活動に使えてしまうんで。
- 委員（佐藤 武君）　選挙活動とかはだめですよ。だから、住民の相談とかここに書いてますが。
- 委員長（下山哲司君）　ちょっとお待ちください。
- 副議長（佐々木雄司君）　休憩とろう、2時間もぶっ続けで。
- 委員（佐藤 武君）　ちょっと言わせて。
- 委員長（下山哲司君）　ちょっと済ませません。ちょっと待ってください。
- 2時間ぶっ通しでやらせていただいたんで、あとの時間の都合がどのくらいかかるのかなと思うて、30分ぐらいなら続けてやらせていただくしと思うんですが、どんなですか。
- 副委員長（治徳義明君）　これだけじゃなくて、No.2がある。
- 委員（原田素代君）　これを終わらせていただいて、休憩とりましょう。
- 副委員長（治徳義明君）　No.2、No.3がある。
- 委員長（下山哲司君）　はい、じゃとりあえず休憩をとります。今の発言だけ続けて。
- 委員（佐藤 武君）　まさしく、重ねて言いますけども、交付に関する条例の第6条に政務活動費を充てることのできる経費の範囲ということで、明確に議員が行う調査研究、研修、例えば県外の研修施設へ勉強に行きます、そのときにはほかの自治体の議員と名刺交換をします。それから、住民相談も当然私はこういう者ですと渡します。それから、陳情、これは極端に言えば国会議員とか国への陳情、要望、そういうときに名刺も渡さずにあんた誰というわけにはいかないじゃないですか。私、こういう者です、陳情に来ましたということで、明確に議員活動じゃないですか。選挙でも何でもありませんよ。だから……。
- 委員長（下山哲司君）　私たちが今まで認識しとったのは、多分100枚が2,000円ぐらいだと思う、100枚が。それをほんなら案分すれば2分の1なら1,000円とかという……。
- 委員（佐藤 武君）　値段には関係ないと思います、これは。
- 委員長（下山哲司君）　じゃから、個人的にも名刺持っとられたら使うと思うんですよ。ほんなら、市外の方に出して、私はこういう者ですというて、それも勉強のうちじゃ言えませえまですけど、今まで名刺は使われてなかったんです、皆。
- 委員（原田素代君）　いや、だからそういう御意見もあっていいんじゃないですか。
- 委員長（下山哲司君）　うん。ですから、今意見としてはお聞きして、そういう御意見があったというふうに明記しますけど。
- 委員（佐藤 武君）　使われてなかったんですね。
- 委員長（下山哲司君）　はい、使ってないです。
- 副委員長（治徳義明君）　突然8,000枚出てきた。
- 委員長（下山哲司君）　で、突如そういうのがあって。
- 委員（佐藤 武君）　枚数関係ないです。

○委員長（下山哲司君） その件は私たち知らなんだ。

○副議長（佐々木雄司君） ちょっと締めよう。

○委員（実盛祥五君） ほんなら休憩を。

○委員長（下山哲司君） ほんなら、とりあえず10分まで休憩させていただきます。

午後0時2分 休憩

午後0時10分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、再開いたします。

名刺は、今の御意見のように、1人いいんじゃないかという方で、あとは名刺はだめということ。

○副議長（佐々木雄司君） 役職がついたほうですよ。

○委員長（下山哲司君） ああ、その役職の方のは本当の公務で行くときには、そこでもろうていかなんだら仕事にならんから、今までももろうとるでしょう。じゃから、それはそういう方向でやっていただいたらいいんじゃないと思う。それをほかの人に1枚配った、2枚配ったというそういう話じゃないですから。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 私、名刺全て反対ではなしに、佐藤さんの御意見、適切な量だったら構わんとは思とん。ただ、僕がさっき言うたのは個人的には私は政党に入ってるので、政党名を書いたりするので今まで出したことはありませんけれども、適切な量であれば構わんのではない。

○委員（原田素代君） 例えば、年に100枚とか。

○副委員長（治徳義明君） だと思えますよね。議長や副議長でも提供されるわけでしょ。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副委員長（治徳義明君） 必要なことなんだろうと思ってます。

○副議長（佐々木雄司君） もし、これ僕の意見ですけど、役職というところのくくりで認める、認めないというところなのでありましたら、それは議会事務局のほうで各常任委員会の名刺、議運の委員長の名刺をつくっていただいて、それ以外のものはもう全部だめにするとかというぐあいにはしないと、同じ議員であって役職ついてるから、ついてないからという中で、議員活動をするのに役職がついてる者は政務活動費に請求できると、役職ついてない者は請求できないというのは僕は違うんじゃないかなあというふう思うんですよ。そういう考え方ができないのであれば、役職ついてようが、ついてなからうが、全部認めなきゃいけないし、あと名刺に何書くかというのは自由じゃないですかと僕は思います。

○委員長（下山哲司君） 今までの中で言えば、1件あっただけで、ほかには名刺の問題はな

かったんです。ですから、今までの考え方でいけば、名刺はしない、使わないということで、4人と2人の方なんで、一応そういうことであれしますが、そういう考え方でいいんじゃないかと私は個人的には思います。

○委員（原田素代君） ちょっと確認だけ。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 正副議長は執行部がつくって提供してもらってるだけで、御自分でつくってそれを政務活動費に上げてるわけじゃないですよ。

○委員長（下山哲司君） そうです。

○委員（原田素代君） だから、執行部がもうつくってるのをもらってるだけで、わかりました。

○委員長（下山哲司君） そうそう、必要な分だけ。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） じゃあ、一応報告はそういうふうにします。

それでは、チラシについてです。チラシがいろいろ問題になっとなんですが、私たちも結構チラシはやったんですけど、そういう関係において、個人でやってませんから、オンブズマンの方に言われたことは1回もないんですけど。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、どうぞ。

○委員（原田素代君） さっきの施行規則の裏側の使途基準のところの真ん中辺ですね。広報費、ここに私をはまってると思って、この間使ってるんですが、議員の活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費、広報紙印刷費、送料、会場費というふうになってる、ここに私は入ってると思って使ってます。だから、それが個人であろうが、団体であろうが、これは議員活動というふうにならわてるので、だから事務局からも特別クレームは聞いてません。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

今の反論するというつもりで言うんじゃないんですけど、見せていただいて、僕もいろんな方を見せてもらよんじやけど、要するに赤磐であったことを広報するとか、それから考え方を広報するとかという範囲はいいんです。ですから、選挙のビラじゃないかというようなのが広報紙でしとられる方がちょこちょこあるんで、それがそういう配るということに関して100%が妥当なのか、それから3分の2が妥当なのか、3分の1が妥当なのか、2分の1が妥当なのかという意見をいただいとけばいいと思うんで、きょうのとは。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 先ほど、この名刺とチラシの冒頭のところで、内容については線引きは難しいですよ。要するに、それをどこに配付するのかというところで考えていきま

しょうという内容だったように思うんですが、そうではなくて、内容にまで入り込むということですか。

○委員長（下山哲司君） いや、そうじゃないんですよ。皆さんが、じゃから先ほどの話のこういう考え方じゃというのをきょうはお聞きしとくだけなんで、中に入るとか入らんという話じゃない。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） であれば、その中身、構成であるとか、どういった写真を使うとかというのは結局御本人がどういったぐあいに議員として報告をしたいかというところの部分ですから、そこに第三者が介入して、これはいいとか悪いとかというのは判断はつけるべきではないと思いますし、つける基準も難しいと思います。であれば、もしそれをつける基準をそういったぐあいにしなきゃいけないという話であれば、もう議会事務局なり、もう議会のほうで一律フォーマットみたいなものをつくって、これ以外のものはだめですよというものを明確にしないと、統一性ができない。これはよくて、これが何でだめなんだっていう話になっちゃう。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） もうそこまでいくと、議員活動を自分から手足を縛ることになる。

○副議長（佐々木雄司君） そうでしょ。

○委員（原田素代君） もうそんなことはあり得ません。もう議員活動というのは、この基本条例でもありますように、自由活発な議論、討論を経て、執行部と緊張関係の中で議会は市民に開かれて、市民が参画できるような議会にしましょうというのが基本条例のうったてですから、当然こういう文言は使っちゃいけない、こういう案件は載せちゃいけないなどということを議員がみずから決めるなんてことは自殺行為だと思います、中身について、まず。

それともう1つは、私の理解というのはこの使途基準にもありますけれど、例えば特定の人はだめとか、いいとかってというような規制も私は議員活動に対する制約にならないかなあと思うんです。議員というのは、使命を帯びてきちんと調査研究をし、さまざまな考え方を議会の中で議論する材料として、また市民にそれを啓発をするという役割を担ってるわけですから、それがどなたに行こうが行くまいが議員としての責任を持って、だから例えば誹謗中傷するとか、うそを書くとか、そういう常識以上のものになれば別ですけど、それは個別に判断すべきだと思いますけど、ここで言ってる内容、広報紙印刷費、送料、会場費等ということをやったててるっていうことは、あくまでそこは議員活動の裁量として認められないと、私は議員活動を狭めてしまう、みずからが手足を縛ってしまうようにならないかなと。だから、私は逆に言えば、全ての議員の皆さんが御自分の広報紙をつくられて皆さんに配るぐらいのことにすべきだと私は基本条例のうったてはあると思っていますから、それがフェイスブックやそ

ういうパソコン通信の方法もあれば、手紙の方法もあるしっていうことだけであって、それは議員の裁量だというふうに私は考えていました。

○副委員長（治徳義明君） はい、済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 恐らくチラシというのは、非常に悩ましいところがあるんだろうと思います。要は、政務活動費は政党活動、選挙活動、後援会活動には使用しないというのが原理原則あるわけなので。

○委員（原田素代君） そうです。そこはあります。

○副委員長（治徳義明君） その辺で考えてみたら、今言った文言とか、例えば政党名を1つでも入れたら、それはもう政党活動になってしまうとかというような状況もあるので、私なんかもチラシを時々配るんですけども、全く政務活動費は使ってないんですけど、そういうことを考えていったら、案分が妥当なのだろうなとは思いますが。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 案分の話が出ましたけども、印刷代って結構高いんですよ。それを案分して、議員活動の中で、よりよく皆さんに市政のことを知っていただくと思って活動すれば活動するだけ、自分のポケットマネーからお金が出ていくっていうのは、僕はちょっと賛成できないなあとというふうに思います。そうではなくて、やっぱりかかるものに関しては、それはかかるわけですから、正当につくられているもの、内容がちゃんと伴うもの、それがちゃんと配付をされたもの、これはやっぱり議員の活動として100%認めていただくというのが原田委員の話じゃないですけども、議員活動として一番最初の部分になると思う。

あと、先ほど来から、3度目というような話になるんですけど、誰に配付するか、しないのかということに関して、特定の方々に自分が目がけて送るというのは、これは議員の活動とはいえ、後援会の活動も含まれてるんだと思うんですよ。だから、後援会の活動と議員の活動というものをやっぱりそこは線引きが必要なんだろうなあとというふうに思います。だから、それを後援会のものに関しては議員の活動も含まれているから案分しろという話なのか、どうなのかということとはまた別途基準が必要になると思うんですけども。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） さっき、名刺とチラシっていう政務活動費が監査請求されたことは、ちょっとここでその議論というのは別で、あれはあくまで選挙用に使われたということがまず一番の大きなアウトですから、チラシがいいか悪いか、名刺がいいか悪いかじゃなくて、あれはあくまで中身が選挙用のチラシであり、選挙用の名刺だったっていうことでアウトなんです。だから、チラシと名刺っていう議論にはちょっとなじまない、あのことを持ってくる。

でも、もう1つ言うと、私はできるだけ、さっき申し上げたように、ここの上はどんどん議員がやらなきゃいけないことだと思ってるんですよ。本来、期待されてるものです、市民に。

そういう意味で言うと、やっぱりできるだけ、ここで言う活動というのは、議員が一生懸命汗をかいて市民の中に入る、市民に広げるっていう活動は、それについての費用っていうのは大いに私は認めたほうがいいと思って、私物になるとか、個人的に身内にお金をばらまくという行為ではないところは大いに活用すべきだと思います。私の場合、印刷費は取ってません。送料と紙代だけですけれどね。印刷機も自分で買ってます。だから、その辺の後援会の対象というふうに考えて案分するという意見は、確かに理は通ってると思いますけど、できるだけ私はそこは狭めずに皆さんがどんどんそういう活動を広げる方向の議論のほうが基本条例の趣旨からいくと、いいような気がしますけど、そこは今までさんざん厳しく言っというて、ここだけ緩くというように思われてもいけないですから、そういう意見はもちろん尊重したいと思います。

○委員長（下山哲司君） まあ、あのそれぞれの御意見としたら、100%大丈夫でしょうという御意見でよろしいですか。

○委員（原田素代君） いやいや、そうじゃないでしょう。

○委員長（下山哲司君） いや、じゃから言われたのは案分せにゃあいけんような分は案分というて言われるんじゃないから、じゃ普通のチラシとしては皆さん100%でよろしいですかという話です、意見として。

○委員（原田素代君） ここに書いてあるので。

○委員長（下山哲司君） それはそれ、一番問題だと私が思うのは、悪いのは挨拶文。

○委員（原田素代君） そうでしょう。

○委員長（下山哲司君） 挨拶のビラを必ず……。

○委員（原田素代君） だから、それは選挙ですからね。

○委員長（下山哲司君） それだけはちょっと議長のほうへだめだということを言わせていただくと思うんですが、よろしいですか。

○副議長（佐々木雄司君） 挨拶文。

○委員（原田素代君） あれは、だから政務活動費以前に文書としてアウトですからね。

○副議長（佐々木雄司君） 挨拶文で何。

○委員長（下山哲司君） 広報なんじゃけど、広報の中に挨拶を入れられる人がおるんじゃ。

○委員（実盛祥五君） おえんが、そりゃ。

○副議長（佐々木雄司君） ええんじゃねえんですか。

○副委員長（治徳義明君） それが選挙活動になるんという話。

○委員長（下山哲司君） 選挙活動になる。

○委員（原田素代君） 文書としてアウトです。

○委員長（下山哲司君） そう。

○副議長（佐々木雄司君） いやいや、僕手元にありますからね。ちょっとまた見て、挨拶ありますよ、僕、ありますけど。

- 委員（原田素代君） ありがとうございますとか。
- 副議長（佐々木雄司君） いえいえ、違いますよ。
- 委員（原田素代君） 挨拶ってどういう時候の挨拶。
- 副議長（佐々木雄司君） 御挨拶、これはまあこういう挨拶。
- 委員（原田素代君） 委員長でございます。
- 副議長（佐々木雄司君） 皆さんにありますから。
- 委員長（下山哲司君） いただいてよろしいか。
- 副議長（佐々木雄司君） これは前回、去年のものです。
- 委員（原田素代君） 細かい。佐々木さん、もうちょっと大きくしないと、年寄りを読まん
で。
- 副議長（佐々木雄司君） これは去年のものですけどね。これも……。
- 委員（原田素代君） だから、選挙に絡んだ挨拶ってことですよ。
- 副議長（佐々木雄司君） 選挙に絡んだね。
- 委員（原田素代君） うん。だから、お世話になりますとか、桜が咲きましたとか、そうい
うのは……。
- 副委員長（治徳義明君） 時期なんかも関係あるわけかな。
- 委員長（下山哲司君） 県会議員がやりようられるのは、こういう内容が結構多い、どこの
県会議員も。じゃから、それはあえて問題にはなってないです。
- 副議長（佐々木雄司君） それもだめだと、そういう内容もだめだということですか。
- 委員長（下山哲司君） いや、じゃから……。
- 副議長（佐々木雄司君） イン트로ダクションというか。
- 委員（原田素代君） これは極めて上手にかすってますよ。
- 副議長（佐々木雄司君） かすつとん。
- 委員長（下山哲司君） かすってます。
- 委員（原田素代君） これは、問題にするにはちょっと無理がありますね。活躍することが
できました。
- 副議長（佐々木雄司君） 議会報告のイントロダクション、挨拶ですからね。あ、これこん
なん渡してよかったの、回収させて……。
- 委員長（下山哲司君） 大丈夫、大丈夫です。参考資料ですから許可します。
- 副議長（佐々木雄司君） でも返して。
- 委員長（下山哲司君） いや、回収しなくても。
- 委員（原田素代君） 貴重な資料だから、お金がかかってるから、私と違って。私がお金か
かかってないけど。
- 委員長（下山哲司君） 早う言えば、後援会活動にいくらかひっかかる。

○委員（原田素代君） そうね。選挙ではお世話になりましたとかというのはだめなんです。

○副議長（佐々木雄司君） そうでしょ。公職選挙法上における挨拶ということでしょ。

○委員（原田素代君） そうそうそう。

○副議長（佐々木雄司君） それはわかりますよ。そんなん配付する人がおるんですか。

○委員（原田素代君） うん。

○委員長（下山哲司君） 県会議員はそんな内容多いですよ、どこの県会議員も。

○委員（原田素代君） めったに出さないからね、県議さんは。選挙のあとと前だけぐらい。

○委員長（下山哲司君） 出されてる方もおられますけどね。まあ、いろいろ難しいんで、常識の範囲でということで締めさせていただいていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、常識の範囲ということで。

次に、領収書なんですけど、領収書の私も新聞なんかはもうそれじゃから、一つじゃからいいんですけど、ものを買った領収書で内容がわからん領収書があります。一番ようわかるのは、レジでもらうた分は何が何ぼで何が何ぼというて、あれはわかるけど、料金と名前だけしかない領収書が私もあるんですけど、ちょっと問題かなと思うときがあるんで、その辺の御意見を伺っときたいと思います。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 1つ聞きたいんですけど、領収書にするようにという指導があるような気がしていて、レシートではだめですかというやりとりがあったんですよ。

○委員長（下山哲司君） レシートはいいよ。

○委員（原田素代君） いいですよ。だから、私は逆に言えば、明細のあるレシートを優先的に使っていただくように、ただレシートの場合、余計なものも入ってる場合があるので、ちゃんとチェックをして明らかにこの日のこの金額で何を買ったかというのがわかるっていう意味では、下手をすると、領収書は名前書かなくていいとか言えば何も書かないで金額だけしかないのをくれますからね。だから、そこの辺は微妙に……。

○副委員長（治徳義明君） いやいや……。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 領収書というのは、もうただし書きがあるんじゃないから、ただし書きに書いてもらやあええだけの話だと思うんですけど。

○委員（原田素代君） だから、書かないでもらって自分でただし書きを書く人がおる。

○委員長（下山哲司君） それはテレビへ出て罰せられる人がすることで、赤磐市議会の議員さんはそういうことはせんというふうに信じとんで、その中においても内容をぱっと見たら、ああこれじゃというのがわかるようにしたほうがいいんじゃないかという御意見をいただければ、せえが一番いいんです。

○委員（原田素代君） そうしてください。

○委員長（下山哲司君） はい。そういう御意見が……。

○委員（原田素代君） 明細がわかる。

○委員長（下山哲司君） 全員でそういう御意見じゃということにして。

○委員（原田素代君） 常識で。

○委員（実盛祥五君） 常識じゃ。

○委員長（下山哲司君） それじゃ、全員でそういうことでよろしく願いいたします。

その次に交通費なんですが、先ほども話が出とったんですが、交通費について、ちょっとこの会をしたら相談してみてくれえというて言われたことが1件あるんです。12カ月の1月分を交通費として、交通費というんが、油代とかという分にも入るんですけど。

○委員（原田素代君） 油代というのがあるんですね。

○委員長（下山哲司君） 油代で出しとる人がようけあるから。

○委員（原田素代君） 25円というのは、あれは油代なんですか。

○委員長（下山哲司君） それから、タイヤの消耗とかそういうのを含めたのが25円です。車の消耗とか含めたのが25円なんで、25円を変えるというのはちょっと難しいらしいです、聞いてみたら。難しいんで、内容的にどういふふうにしたらいいかなあという、意見を聞く中では、もうほんなら12分の1の3万円をそういうふうに充ててもええということにしてもらえたら、面倒のうてうれしいなという御意見があるんですけど。

○副委員長（治徳義明君） ああ、一括で。

○委員長（下山哲司君） 一括で。

○委員（原田素代君） え、そしたら明細は……。

○委員長（下山哲司君） 3万円以内。

○委員（原田素代君） 明細は書くんでしょ。何月何日どこへ行って、25キロ。

○委員長（下山哲司君） それをしても、本当にそれが正しいんか、正しゅうねえんかという意見があるから、赤磐市として3万円を上限として油代を3万円、僕は3万円よりようけ入れよう、いっつも行ったり来たりしとる、ここへ。

○副委員長（治徳義明君） そりゃそうじゃ。

○委員長（下山哲司君） じゃけど、油代は明細が面倒なから出しようらんの。お金を返しても出しようらん。それは何でかというたら、本当に面倒なん。寄り道して帰ったら違うじゃあねえかとか、その日の直線コースを書いて出せばええんじゃろうと思うんですけど、なかなか……。

○委員（原田素代君） 明細は書くんでしょ。何月何日どこからどこまで何キロ。

○委員長（下山哲司君） じゃから、それをしなくてもいいように。

○副委員長（治徳義明君） 皆が全員が3万円、どっちにしても交通費を請求しようる人とし

てない人がおる。

○委員長（下山哲司君） みんな3万円よりようけ使ようから。

○副委員長（治徳義明君） 上限3万円で皆さんされたら楽じゃないですかという、厳密に行っとるといのは間違いないのでという話でしょ。皆さんが行っとんのは間違いない、ガソリン代……。

○委員長（下山哲司君） いやいや、昔の県会議員だったら、油代何キロまでと書いて取りよった。

○委員（原田素代君） 昔は、そりゃ1万円未満は要らないぐらいの時代だった。

○副委員長（治徳義明君） これは、常任委員会に来れば費用弁償があるわけでしょう。そんなんややこしゅうて、もう全部が書けませんみたいな話なんですよ。

○委員長（下山哲司君） そんなことが調査もせにゃあいけんようになって、できもせんし、意見として、ここで提案してみてもらえんじゃろうかということなんです。

○副委員長（治徳義明君） それで、皆さん一律もらいませんかみたいな話なんじゃろうなあ。

○委員（原田素代君） そしたら、完全に返還する人がいなくなるってことですよね。毎月3万円。

○委員長（下山哲司君） 違うが、1年に3万円。

○委員（原田素代君） ああ、1年に3万円。

○副委員長（治徳義明君） 1年に3万円だけ交通費としてもらいませんかと。

○委員（実盛祥五君） もう出そういうて言よんじゃが。

○委員（原田素代君） 何で3万円なの。月の3万円……。

○委員（実盛祥五君） それを言ようたら、もうどねんもならん。

○委員長（下山哲司君） 月3万円だったら、全部終わってしまうじゃろう。

○委員（原田素代君） だから、私はおかしい……。

○委員長（下山哲司君） そんな大それた話じゃなしに、もらってる人と全くもらってない人がおるから、面倒なからもらわんのだったら、3万円を上限にして提案してみてくださいということ、1つの提案ですから。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 考え方としてやぶさかではないんですけども、どういう考え方になるのかなあとって、というのは基本的に我々1カ月3万円というもので支給を受けてるわけです。12カ月一括で銀行のほうには振り込まれるという形ですけども、1カ月分の3万円ということになったら、1年通じてということになったら、1カ月3,000円というような計算でいくんですか。

○委員長（下山哲司君） よろしい。ですから、それは今まできちっとせられて6万円も7万円も要られる人は6万円も7万円もせられてもええんじゃないと思うんです。ですけど、それをもう3万円ぐらいの上限でくくってもろうて、3万円ならもう明細がなしにしてもらえんなら、そのほうが面倒にのうてありがてえと言われる人が意見として言うてみてくれんかという話なんで、じゃけえそれは一案です。だから、今までどおりでええと言われれば、それも一案。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） いや、それは合理的だと言やあ、確かに合理的だと思いますが、例えば視察研修に行く交通費とか、それは視察研修のくくりの中の交通費として請求すればいいけど、でも逆にそれが汎用されれば3万円で、例えば県外にどっか行っても、それはもう3万円の中で上限だというふうに理解していくわけですか。要するに、3万円というのは何を対象に3万円になるのかが。

○委員長（下山哲司君） ですから、今までどおり、例えて言えば10万円使われる人がおったら、きちっと書いて10万円使われればええんです。

○委員（原田素代君） それはそれで。

○委員長（下山哲司君） それはそれで。最低のくくりを3万円までだったら、誰も3万円は使つとるじゃろうから、常識的に1年ですから。

○委員（原田素代君） もちろん。

○委員長（下山哲司君） うん。じゃから、それは3万円以内は明細がなくてもオーケーになるようにしてもらえませんかという話。

○委員（原田素代君） そりゃまずいなあ。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 手引きの8ページですね。研修研究費の(3)番、注1のところに書かれてるわけですけども、距離は議員の実測にするとか、今までの流れで言うと、世間の人とか納税者から見たときに、根拠がわからないというようなところから、いろんな今のようなお話になってくるんだと思うんですけども、こういうところを実測が結局根拠なく申請主義で議員みずからがして、何とかという国会議員のガソリンのカードのような問題がありましたけども、ああいうようなことが結局3万円が2万円でも1万円でも金額の大小かかわらず起こるということがもう多くの方々から不信感を招いてるわけで、そここのところがわからないから、じゃあもうやりにくいから、線を引いてこの範囲だったら許されるかなあというのは、ちょっとまた議論として皆さんのお気持ちとかいうのは、というのは何か違うような気が僕はしますけどね。

○委員長（下山哲司君） ですから、年が12分の1の金額ぐらいではどんなですかという案で、それも。

○副議長（佐々木雄司君） まあ、案ですけどね。

○副委員長（治徳義明君） 今、僕個人的には実質問題として交通費というのは相当額使っているので、いいなとは思ったんですが、今の原田さんや佐々木さんの御意見聞いたら、ちょっと難しいな、一律にはちょっと厳しいのかなあと思いました。

○委員長（下山哲司君） いやいや、そんなことはないよ。本当にそけえ行ったんか言われたら、それも一緒なんじゃ。

○委員（原田素代君） いやいやいや、それはちゃんと証明するようなものを用意をすることになってます。

○委員長（下山哲司君） できんが。

○委員（原田素代君） いやいや、だから会議の書類とかを用意してますよ。何月何日にそこで会議があったという書類を用意してます。

○委員長（下山哲司君） 全部。

○委員（原田素代君） うん、ほぼ。私、それは一度やったことがあるんですよ。ほかの人を見て、交通費で請求するんだと思って、知らなかったから、えらい目しましたよ。何日もかかって、インターネットで距離をはかって、ここからここは何キロとかかってやったけど、もうばかばかしいからやめました。

○委員長（下山哲司君） 1期目のときやこう、交通費が主の人もおったわ。

○副委員長（治徳義明君） 今、問題になってるのは、日常活動の交通費の話なんだろうと思う。例えば、広島県へ視察に行きました、交通費、車で行きましたからというのは、今原田さん言われたように資料をきちっとして、その交通費がこうですという、それは視察で、恐らく今は交通費の問題になっとんのは日常活動の話だろうと思うんですけど。

○委員（原田素代君） そう、それでわかるんですよ、すごく。だけど、やっぱり例の領収書のないお金の話、県議会が1万円以下は領収書なしでって、それにつながっちゃうような気がして、一応領収書というよりも、申告は何月何日、ここからここまで行ってこれだけっていうのはなくて、ただ3万円というのはちょっとまずいなあと。

○委員長（下山哲司君） いや、よろしいですか。たとえ原田委員がこの研修があって、私はこけえ行っとったんじゃ言うても、ほんならほかの人が本当に行っとったんか言われたら、もう一緒なんです。

○委員（原田素代君） それはオンブズマンが調査します。

○委員長（下山哲司君） そうそうそう。じゃから、結局それを全部チェック、お願いしたいのは、どういう確認方法を考えたらいいのかなあとというのが提案をいただければ一番。だから、例えて言やあ、3万円なら3万円はもう誰もが使ようる下限よりはずっと下なんじゃから、もうそういうふうにしたほうがいいんじゃないかというのも一つの意見、それから今まで多く使われとる人は、それじゃあおえんからというたら、今までどおりきちっとそうやって申

告してせられればええと思うんですよ。ええんじゃけど、その確認方法をどうするんならと、こういう話です。それが多いとどうしても言われるんです、金額が大きいと。それから、前のときには、最近じゃないですよ、36万円のうちのほとんどが油代になったという人もおられるんで、そういうことがやっぱり……。

○委員（原田素代君） それは目的地もなかったですよ。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それは委員長、車、僕は燃費のちょっといい車に乗せてもらってますけども、それでも月に結構使いますよ。あっち行ったり、こっち行ったり使います。でも、ガソリン代の請求はたしか1回もしたことないと思いますね。というのは、やっぱり請求するということになったら、どこからどこまで何キロですと、何の用事で行きましたという、そのところに請求するものの根拠となるレポートが必要になる。

○委員長（下山哲司君） 今までは、そこでとまってオーケーにしてあった。

○副議長（佐々木雄司君） はいはい。で、レポートが要らないという形で25円という話だったんでしょ、わからないから。

○委員長（下山哲司君） そうそう。

○副議長（佐々木雄司君） 25円という話で、そもそもそのレポートもないのに25円支払ってるってこと自体がもうおかしいわけで。

○委員長（下山哲司君） まあ例えて言うたら、山陽の人が吉井支所へ行って来たというて往復で言やあ50キロ超えるわけですわ。じゃから、それでもう終わりです。掛けたら金額がずうっと大きく、次の日は熊山支所へ行ったとか、熊山支所から赤坂へ回ってきたとかという、それで終わるとるわけ、そういうんじゃあどうもだめじゃろうという……。

○委員（原田素代君） でも、それはアウトですよ。

○委員長（下山哲司君） アウトじゃないんじゃ、ええんじゃ。

○委員（原田素代君） いや、だからアウトにしましょうよ。

○委員長（下山哲司君） じゃから、これからはそういう意見を確認方法として、それじゃあだめでしょうと。

○委員（原田素代君） 裏づけはちゃんと出してください。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 一般的に民間企業でも、車の借り上げ、僕ずうっとそういうシステムをさせていただいて、出るときの距離数、帰ったときの、例えば1万8,500から帰りました、1万9,000でしたみたいな、それはある程度、それを恐らく交通費で問題になったものはイレギュラーで広島に行きましたみたいな交通費じゃなしに、日常活動なんですから、それをずうっと定期的にやっていけば、確度は、僕も管理してた時期もありますので、すぐわかりません。てんぷらしたら、すぐおかしいというのがわかるので。

○委員長（下山哲司君） 1年乗りょうるのに、ほんなら本当に行ったんかという話を言われようるわけじゃろ。

○副委員長（治徳義明君） ですから、その根拠としても、ずうっと車のデータを1年間やればかなりの確度で実際か実際でないか。

○委員長（下山哲司君） それは真面目な人が言うことで……。

○副委員長（治徳義明君） いや、それが民間基準ですってという話、25円払うのに。

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、ちょっとおかしいんじゃないかという指摘があるから、確認方法をどういうふうにしたらいいか、また御意見を。

○委員（原田素代君） 要するに、ごめんなさい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 下山委員長は、上限をかさをはめたいと、そうやってわけのわからない交通費の請求を毎月毎月して36万円しっかりもらっちゃう人に対して、いやいや年間3万円以上はだめだよと、そういう意味ですか。

○委員長（下山哲司君） だめだぞというんじゃないしに、そういう基準を設けときゃあ、皆さんがもうそこでいいかというふうに……。

○委員（原田素代君） いや、常識のある人はそう思っても、そうじゃない人はそんな……。

○副委員長（治徳義明君） いやいや、非常に交通費の大きな負担があるんじゃないけど、現実的にそうやって言われるから、もう皆さんほとんどの人が出さないんだらうと現実的にはね。その不公平感があるんじゃないですかみたいな話じゃろうと思いますよ。

○委員（原田素代君） 遠くに行かない限りはね。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） もう副委員長おっしゃられるように、36万円の政務活動費の中におさまってる人っていうのは多分誰もいらっしゃらないと思う。返金される方も中にはいらっしゃるといふに聞いてますけども、それは使っていないのではなくて請求してないだけで、実際議員活動してたらこの金額で間に合うわけない。みんなどっかから出してる。請求してるかしてないかだけの、ちょっと領収書がどっか行ったから、もうこれは請求やめとこうとかというのもあるかもしれないし、行き先がちょっともうその都度その都度カウントをするのは難しいから、もうガソリン代は請求しないとか、みんなそういう感じなんだと思いますよ。ただし、請求するならば、しっかりとした根拠というものは必要になると思うんですよ。そこを上限3万円ならば、このぐらいはかかるからするといふのであれば、政務活動費ではなくて、それはもう別途交通費みたいな形で支給をするとかという議論のほうが政務活動費で1カ月3万円というもので12カ月という区切りを切ってる中で、その中で3万円だけ枠切って認めろというのはちょっと性質が違うように僕は思います。

○委員長（下山哲司君） 考え方と確認方法ということを含めて、提案してみてくださいんかとい

う話があったんでしたんで、皆さんがそりゃ今までどおりきちっとやったほうがえかろうと、今までどおりきちっとやっとなのが指摘されとるわけなんで、今度どういうふうの確認方法を指摘されてもいいようなものにできないかなあという、じゃからその3万円というのは、そのことを踏まえての案ですから、別に3万円にしましょうというんじゃないんで、ぐらいたったら通用するんじゃないんじゃないかという話です。

○委員（原田素代君） 事務作業が負担だっただけのことですよ。

○委員長（下山哲司君） そうそうそう。金額に合わせたらな。

○委員（原田素代君） でもそこはやっぱり頑張るしかないでしょう。

○委員長（下山哲司君） でも、そこまで気を使うて活動せにゃあいけんのかなあという考え方もあるし。

○委員（原田素代君） いや、だから書いて出せばいい。

○委員長（下山哲司君） この委員会としては、何か形をちょっと回答いただかなんたら、僕もやってないというように思われるんで。

○副議長（佐々木雄司君） もう、今までにないぐらいいい委員会になってる。

○委員長（下山哲司君） それでは、案としてはそういう案もあったということで、ちょっと次にはそういう案を今度は書いたのを出しますから。

○委員（原田素代君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私、今の意見については、やっぱりちょっとなじまないと思います。そういうくくりで、明細も何もなくて最少の費用だということで3万円は別枠でやるというのは、ちょっと政務活動費には無理があるかなと思います。

○委員長（下山哲司君） 別枠じゃないけど、活動費の中の……。

○委員（原田素代君） 中でやるのが無理だと。

○副委員長（治徳義明君） ですから、済いません。確認方法として、しつこいですけど、車の例えば1万500キロ発進、帰ったときに1万1,000みたいな形に今距離数だけを書くんじゃないしに、出るときと帰ったときのをきちっと書くようにすれば、相当、しんどいのはしんどいでしょうけど、確率は上がってくると思いますけど。それは、もうずうっとしていきょうらにゃあ、もうわけわからんようになってしまうから、きちっとすると思います。

○委員長（下山哲司君） じゃから、わけわからんかった人が後からうまいこと月と日にちを合わせてやっとなから、そんなことはねえよというような話があるから指摘されるんで。

○委員（原田素代君） その日は閉庁だったのに。

○委員長（下山哲司君） うん、あの人は来とりゃあせんよというような話が出たら困るんで。

○副議長（佐々木雄司君） 別のところで目撃証言が。

○委員長（下山哲司君） うん。じゃ、今の御意見を2つ載させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことで、政務活動費については終わります。次に……。

○委員（原田素代君） えっ、終わっちゃうの。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） 大丈夫。

○委員長（下山哲司君） はい、大丈夫。

○委員（原田素代君） 落としてないです。

○委員長（下山哲司君） 事務局、また相談して文章にしますんで、はい。

それじゃ、そういうことで、2番目の議会報告について、時期、方法、会場等の検討ということで協議してくれえということなんで。

○委員（原田素代君） どこまで決めるの。

○委員長（下山哲司君） いつごろ、10月か11月ごろがいいんじゃないかという案です、これは。その前にちょっと私がお聞きしとることの話をすれば、今までできとった報告会が余り結果的に内容的によくなかったという御意見が多々あって、報告は報告でまた広報なりいろいろするとして、テーマをつくって意見交換会をしたらどんなんだろうかというような、そっちへ変更したほうがいいんじゃないかという、何かよその市のを聞いてみたら、どうも行き詰まって、やっぱり結果的によくないから、今度は意見交換会でテーマをつくってやろうか思よんじゃというような話はお聞きしとんですが、うちもそういう方向に方向転換をしたほうがいいんじゃないかというふうに私個人は思うんで、皆さんの御意見を一応建前的には延期ですから、やるということになつとんで、協議としてはやるという考え方の中からそういうふうに変えたほうがいいんじゃないかという御意見がいただければいいと思う。

○委員（原田素代君） 委員長、済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと議会報告会についても書いてますし、その前段の基本条例についての問題意識も書いてる資料があるんですけど、議会報告会についても懸案の事案があるので配らせてもらってもいいですか。

○委員長（下山哲司君） いいですよ。

○委員（原田素代君） 参考に見ていただきたいので、2ページ目にあるんで、議会報告会の改革ということで、これは私の私的なレジュメです。皆さんに御提案ができればと、2ページ目を見てください。

○委員長（下山哲司君） 結構ですよ、意見ですから。

○委員（原田素代君） それで、そこにありますように、もう一度、基本条例に戻ると、第6条に市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会って、第6条にはこのように書いてあるわけですよ。そもそも、最初からうちの議会基本条例には、市民と議員が情報や意見を交換する議会報告会をうたててたわけですが、実際はちょっとまだそこは時期尚早だろうというような4年間議論がありまして、結果、どういうやり方をしたかといったら、もう一言一句統一した報告に終始すると。質疑は基本的には受けるけど答えないとか、何か本当にしゃくし定規なおもしろみのない報告会でした。だけど、もう一度原点に戻って、条例自身がこういうふううたててるわけですから、今委員長がおっしゃったように、座談会のような形で住民がぜひ聞きたい、語りたいたいというような報告会にしたほうが私はいいと思っていますという意見です。

○委員長（下山哲司君） はい、ありがとうございます。

きょう、このあれをやるということに関しては時間的にあれなんで、お持ち帰りいただいて検討していただいて、次にまた意見をいただくということでどんなでしょうか。

○委員（原田素代君） もちろんいいですよ。

○委員長（下山哲司君） いいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） それでは、そういう扱いでお願いしたいと思います。見ていただいとってということで、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、きょうの委員会の意見としては意見をいただいおきたいと思いますので、今までどおりでやるか、それで時期はいつかというのと、それから時期はまた10、11の案があると。その中で、それまでに準備をして内容を変えるか、この2つに尽きると思うんです、きょうのそこは。皆さんの御意見をいただければと思います。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私は、秋口というのは、もう秋口にせずに、来年の3月議会まで待って、それ以降にしたほうがいいんじゃないかなあと思ったりします。ということになったら、1年飛んじゃうんですよ。今年度が飛んじゃうんです。だから、そのところはもう改選があつたりして大変申しわけないというところのイレギュラー性を説明をして、前年度1年のものと今年度のもの合わせたような形の報告にすればいいんじゃないかなあというふうと思ったりしますが、工夫で何とかかなかなと。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） その秋口をやめるっていう配慮が対象者のいわゆる繁忙期を避けるという意味なのかどうかよくわかりませんが、議会報告会というのは何度やってもいいと思うん

です。回数が多ければ多いほど、市民たちは歓迎されることだと思います。要するに、こっちがおっくうなだけです。それで、私は10月から11月っていう時期、厳しい時期ではありますが、やったほうがいいと思ってます。それで、やる形式はここにもありますように、そもそも基本条例がこういうふうになってるわけですから、基本条例に従ってやるべきでありますし、今までできてなくて大きな反省があるわけですから、ぜひ自由な情報や意見を交換する意見交換会のようなものにしていきたいなと思います。

○委員長（下山哲司君） はい。ただいまのほかの方の御意見はございませんか、話が2件出ましたけど。やるかやらんかの話は置いて、内容的にもう一件提案申し上げた意見交換会に変えるとかという御意見はございませんか。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 僕、この議会基本条例にかかわらせていただいて、報告会とかもよくかかわらせていただいたという経緯があるんですけども、今まで議会報告会とは何ぞやというところの話の中で、報告会なんだから報告しましょうというところで報告をする中で、何やそのおもしろくない話を聞いてもしょうがないと、わたらの話を聞けえということの意見が噴出して、結局何かかみ合わないねえ、やりにくいねえというところで話がずうっと来てるんですよ。きょう、原田委員のほうからこのペーパーくださって、僕も改めて内容を見ましたら、情報及び意見を交換する会のことを議会報告会と呼ぶんだということが書かれてるわけですよ。だから、議会報告会というものを文言を変えるのかですよ。ここね、第6条のところはダブルスタンダードになってるんですよ。報告会なのか、交換会なのか、どっちなのか、交換会を議会報告会と呼ぶのか、そこら辺のところの解釈で逃げるというか、解釈で運用するのか、何か答えを出していく必要があって、その答えを出した後でどんなものにしますかという話なのかなあというふうに思ったりもするんですけども。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これは別の議会の議会だよりとかを見てました。例えば、この間沖縄に行ってきたんですよ。沖縄の市議会が意見交換会なんですよ。けども、当然議会の活動報告もするんですよ。それを受けて、意見交換会を実施する。だから、意見交換会という言い方もありますし、今配った最後にちょっと見にくいんですけど、これ裾野市って何県かなあ、私もよくわかんないんですけど、インターネットに出てたんですけど、ここは市議会報告会、だけどワークショップで意見交換会をやってるユニークな意見交換会なんですよ。グループごとに分かれて、みんなで話す。だから、全体で話すと話がしにくいから、五、六人ずつのグループに分かれて意見を出し合って、最後に全体化するみたいなやり方なんですけど、報告会として銘打ってますけど、こういうワークショップで話し合いをすることもあるし、もう最初

から意見交換会としてるところ、それはもうどちらでもいいと思うんです。ただ、ここで基本条例でなぜ報告会という言い方をしたかっていうと、逆に言うと、議会が開かれてないといけないというのがこの基本条例の精神ですから、開かれるという意味では議会の状況をちゃんと市民に報告しなきゃいけないというところから報告会という名称があるだけで、だから中身は市民と意見交換、自由に情報及び意見を交換すると中身はなってるわけです。だから、すぐさま文言にこだわられるけれど、名称は私はどちらでもよくて、この中身の議員と市民が自由に情報及び意見を交換する会を目指したほうがいいなあというふうに思います。よそでは、いろいろなパターンがあるということです。

以上です。

○委員長（下山哲司君） はい。他にございませんか。済いませんね、遅くなって。もうすぐ見えましたので。もう事務的には僕らよりよう知つとられるんじゃないから。

今、御意見がございました。1年延ばしたらどうかと、それから10月、11月にやるべきだと、こういう御意見でございます。内容については、今も原田委員が言われたように、内容を少し変えたほうがいいんじゃないかと。今やってる現行の時間では内容的に無理だと思います、時間的に。だから、全体像を見直してもう一回協議し直したほうがいいと思うんです。ですから、どういう方向でやったほうがいいんじゃないかという御意見だけいただいといて。

○委員（原田素代君） 方向性がね。

○委員長（下山哲司君） そう、方向性だけきょういただいて、また次に検討させていただくということでどんなでしょうか。

では、佐々木委員の言われた1年延ばしたほうがいいんじゃないかというのも案として一つあると、それから10月、11月にやると、それから方向性をどういうふうにするかというのをプランをちょっと考えさせていただいて、次に提示するということがいいですか。

○委員（実盛祥五君） ぬくい時期がええんじゃないねえん。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 済いません。私も昨年の議会報告会と一昨年の議会報告会に参加させていただきました。その中で、やはり開催場所によって市民の参加者がかなりばらつきがあるということは事実だと思うんですが、私は桜が丘で参加させていただいた中で、やはり時間が短いと皆さん本当にいろんな御発言をされるということで、若干時間延長していただいた経緯もあったんですけども、やっぱり御意見を持つとられる市民の方が結構いらっしゃるんで、報告の内容あるいは意見交換という形で、どういう形にするかまた議論しないといけないと思いますけれども、ある程度時間を余裕を持って開催したほうがいいかなと。準備とか事務局も含めて大変だと思いますけれども、やはり市民の方は関心を持つとられるので、開催をしたらいいと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 私は、前々からちょっと議会報告会が最初に始まる時から、意見としては出してたんですが、やっぱりある程度テーマを絞ってやったほうがより深い意見もお聞きできるので、ある程度テーマを持ってやるべきだろうというふうに思ってます。1年間のことを全て報告しますみたいなんじゃない、ちょっと無理があるんじゃないかなあというふうな状況もあると思いますので。

○委員（実盛祥五君） ええ。

○委員長（下山哲司君） 実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 今、治徳君が言うたように、テーマをこしらえて、またぬくい時期がいいんじゃないかと思えますよ。

○委員長（下山哲司君） まあ、今の段階からいえば、ぬくい時期にはちょっと時間的に無理だと思いますので、10月、11月ぐらいで御理解をいただけたら、時期としてはということ。

○委員（実盛祥五君） 農繁期があるじゃ何じゃというて……。

○委員（原田素代君） もうしょうがないんだよ。

○委員（実盛祥五君） 来れん人もおると思うよ。無理にやっても意味をなさんのじゃから。

○委員（原田素代君） いやいや、そうは言っても。

○委員長（下山哲司君） これを各委員会さんにも意見を聞かにゃあいけんような内容なんで、また議長を通して委員長とも相談をさせてもらうということではどうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことでお願いします。

それで、最後になりましたが、ここへ地方議会人の本の中に、たまたまちょうど基本条例のあれが載ってりましたんで、コピーをしておりますので、また次の会までに見ておいてください。意見をいただければいいと思うんで。

それから、資料として前のあれがここにありますから、これも見ていただくと。

それから、きょう1、2、3、4、5、6、7、8、9、10の資料を提供させていただきましたので、それをしっかり見て次の会に臨んでください。そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） きょうは長時間……。

○委員（原田素代君） その他でちょっと2つだけ提案したいことがあります。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 一つは、先ほどから判例の問題やら、案分問題がありましたけど、私可能であればオンブズマンの人を学習会という形で、現状に対してどんなふうに考えて、どんな活動をされているのかというのを、それこそ相手さんの意向も聞く機会を持ってもいいのかなあということがまず一つ、オンブズマンの誰かに頼んで少しレクチャーしてもらってという

のが一つ。

それともう一つ、後で配りますけど、これは岡山県議会が地域公共セミナーというのをやったときに、小畑隆資さんという岡大の名誉教授ですけど、実は赤磐市在住の方で桜が丘に住んでらっしゃる先生なんです。この方が16枚にわたって講演してるあれがありますが、私はこの方に来てもらって、基本条例の理解をするために一番最初にあるように、改選後すぐに基本条例を勉強しようというのがたしかうたってにあったんです、この基本条例の委員会の中で。改選のたんびに新しい議員さん交えて基本条例についての理解を深める学習会をします。そういう意味で、まさに今の時期なんですけど、講師として大変この小畑さんというのは、この専門家でいらっしゃるし、何ていったって近所だし、岡山県のこれを読んでも非常にわかりやすいお話をされてるので、基本条例については小畑さん、それから政務活動費についてはオンブズマンさんの第三者の意見を聞くような場も持っていただくと、大変私たちも刺激を受けるんじゃないかと思います。それが提案です。

○委員長（下山哲司君） 議長のように御意見があったということで伝えます。

○委員（原田素代君） はい、お願いします。

○委員長（下山哲司君） 最後に2つ、相談して終わります。

次回の委員会については、先ほどちょっと話の中から出してもろうたんですが、6月、7月というような予定で、ちょっと日にちは決められませんけど、そういう考え方でやらせていただいているんですか。

○委員（原田素代君） できれば決めていただいたほうが予定が立ちやすいんですけど、せめて6月ぐらいは。

○委員長（下山哲司君） 立てれますか。

○議会事務局主幹（黒田未来君） ちょっと待ってください。

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、ちょっと待ってください。

その前にもう一つの相談をさせて、議会運営委員会が視察をすることに決めております。その中で、この委員会の中の2人の方が議会運営委員会とは重なってないんで、一緒にという考え方にさせていただければ一緒に、内容的には似通ったものですから、視察を一緒にさせていただくということで準備をさせていただいてもよろしいですか。

○委員（実盛祥五君） はい。

○委員（原田素代君） 拡大……。

○委員長（下山哲司君） いや、そうじゃなしに、別々にするんじゃなしに、2人だけですから、内容的は似通ったもんがあるんで。

○委員（原田素代君） 議運として入ってもらってこと。

○委員長（下山哲司君） いや、議運の視察と基本条例の特別委員会の視察を一緒にやらせていただくということで、委員長としての提案なんですけど。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 濟いません。私もよくわかんないんですが、議運の視察の経費は公費で予定したんですか。それとも、政務活動費で行くんですか。

○委員長（下山哲司君） いやいや、それは議運の視察ですから、個々ではありませんので、役場のバスで行って役場のバスで帰ってきます。

○委員（佐藤 武君） ああ、そういうことですか。そんな近場で行くんですか。

○委員長（下山哲司君） いや、1日ばかりですから、どこへ行くって言ようかな。

○委員（原田素代君） もう決まってるんですね。

○委員長（下山哲司君） うん、案がね。先方があることじゃから、早目にちょっと相談だけはしてあるんですが、午前中と午後ということでやって帰ってくると。それから、朝ちょっと早う出て、夕方ちょっと遅くなるけど。

○委員（原田素代君） 日程はまだ……。

○委員長（下山哲司君） 2つの市に午前中と午後と。

○委員（実盛祥五君） ああ、2つの市へ。

○委員長（下山哲司君） はい、2つの市でやらせていただくと。ここでの相談は、それと一緒にやらせていただけたらと思うんで、別々にやったんじゃ、2人だけがというような形になるんで、あとの方は同じような視察を続けてするようになるんで、1日で2市行きますので、一緒にやらせていただけたらと思うんですけど。

○委員（原田素代君） いいと思います。

○委員長（下山哲司君） 皆さんがいいということになれば、それで議長のほうに申し入れて準備をしたいと思いますが、よろしいですか、そういう考え方で、皆さん御賛同いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） はい。それじゃあ、そういうことで議長によろしいですか。

○委員（原田素代君） それは6月ぐらい。

○委員（実盛祥五君） いつを予定しとん。

○委員（原田素代君） 予定はいつ。

○委員長（下山哲司君） ちょっと日にち的に決まっとったかな。

○委員（原田素代君） 視察はまだ。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 日にちは、ちょっと今度の議運で。

○委員長（下山哲司君） 議運でじゃろ。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○議会事務局主幹（黒田未来君） いいですか。次の基本条例の委員会なんですけど、6月にやろうと思いますと、6月8日から定例会が始まるので、定例会中にやるとすると、申し合わ

せにより、常任が終わった後、特別委員会がという話になっておりまして、23日が委員会の予備日なので、23、26、27、28で29が最終日です。なので、今言った23、26、27、28、30、このあたりだと……。

○委員長（下山哲司君） できれば、26ぐらいでお願いができりゃあとと思いますが。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 26、はい。

○委員長（下山哲司君） 月曜日です。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） では、7月のほうが。

○委員（原田素代君） 7月はまだいい。

○委員長（下山哲司君） まだいいですか。では、7月にやるということで予定させていただいてよろしいですか。日程はまた、それじゃあそういうことで、よろしくお願いします。

○委員（原田素代君） 26日は10時からですか。

○委員長（下山哲司君） はい、10時からです。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長、1個いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、どうぞ。

○副議長（佐々木雄司君） その他の項目なんですけど、ずっとずっと気になってたことなんですけども、基本条例の11条、政策討論会というのが定められているんです。このところで、2のところ、政策討論会に関することは別に定めるというふうになっているんですけど、定めがないんです。

○委員（原田素代君） 定めがないのがいっぱいあるんですよ。

○副議長（佐々木雄司君） どうしましょうかということです。

○委員（原田素代君） そういうものを1つずつ洗い出していかないと。

○委員長（下山哲司君） これは、議長のほうに御意見があったということで報告して。

○副議長（佐々木雄司君） 政治倫理。

○委員（原田素代君） 倫理規程18条、これも別途しなければいけないんですけど、していないんです。

○副議長（佐々木雄司君） いやいや、原田さん、定めると書いてあるものが定められてなくて、定める必要があるものと書いていて定まってないものとちょっと質が違うんで。

○委員（原田素代君） ああ、ああ。

○副議長（佐々木雄司君） そういう意味です。

○委員長（下山哲司君） 11条だけでいいんですか、今もう一つ重なった部分があるんですか、ほかに、ないですか。

○委員（原田素代君） いや、課題はもう倫理規程は早くつくりましょうというのは、ずっと基本条例の委員会では申し送りしてるんです。だから、それは今の佐々木さんのはニュアンス

が違いますけど、倫理規程がないのでつくりましょうという話はしています。

○委員長（下山哲司君） そのほうは、議運の委員長としても議長のほうに落ちつき次第、手をかけていただきたいということは申し上げるつもりでおります、倫理規程は。

○委員（原田素代君） だから、もうこれからは基本条例特別委員会は恒常的に開かれないと山ほどあります。

○委員長（下山哲司君） 今の佐々木委員の御意見の分は、なかなかこれが政策というのは難しい分野に入るんじゃないと思うんで、議長のほうに相談をして、次の委員会で回答を出させていただきます。よろしいですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、その他で最後に3件また御提案をいただきましたので、議長のほうに相談をさせていただきます。

それでは、長時間、委員長の不手際が多いもんで長うなりまして申しわけありませんでした。

これをもちまして第2回議会基本条例特別委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時13分 閉会